

法定行政計画の策定等に関する手続規定の現況

都市研究センター研究理事

吉田 英一

1. はじめに

近年、土地利用については、市街地のコンパクト化、大都市圏からの本社機能の移転先や病院・介護施設等の立地先となる土地の確保、防災性の向上など、多様で時には相反する課題が多く現れており、地域においては、これらをめぐる多様な意見を踏まえて、行政の運営等を調整していかねなければならない。

このような状況の下、多様な意見を調整しつつ正しい方向に向かっていくためには、土地利用に関する手続が一層重要なものとなると考えられる。

このような手続が実現すべき目的としては、次の事項が挙げられよう。

- ①行政運営における公正の確保
- ②仰星運営における透明性の向上（政策情報の積極的な提供を含む。）
- ③行政運営の判断の適正の確保
- ④行政機関の判断の過程への国民の適切な参加

一方、手続は、費用や事務的な負担を伴うものであることから、これらの目的を達成するためとは言っても、必要性や合理性が認められるものでなければならない。

これらを踏まえて、今後の土地利用に関する手続を考えていく必要があると思われるが、その前提として、今般、現行の法律

に基づき、国や地方公共団体等の行政が策定主体とされている計画（以下「法定行政計画」という。）を抽出し、当該法定行政計画について法律で定められた手続規定の現況について調査を行った。

本稿においては、この調査結果を紹介するとともに、資料として提供することとしたい。

なお、具体的な調査方法については、補注を参照頂きたい。

2. 対象法定行政計画

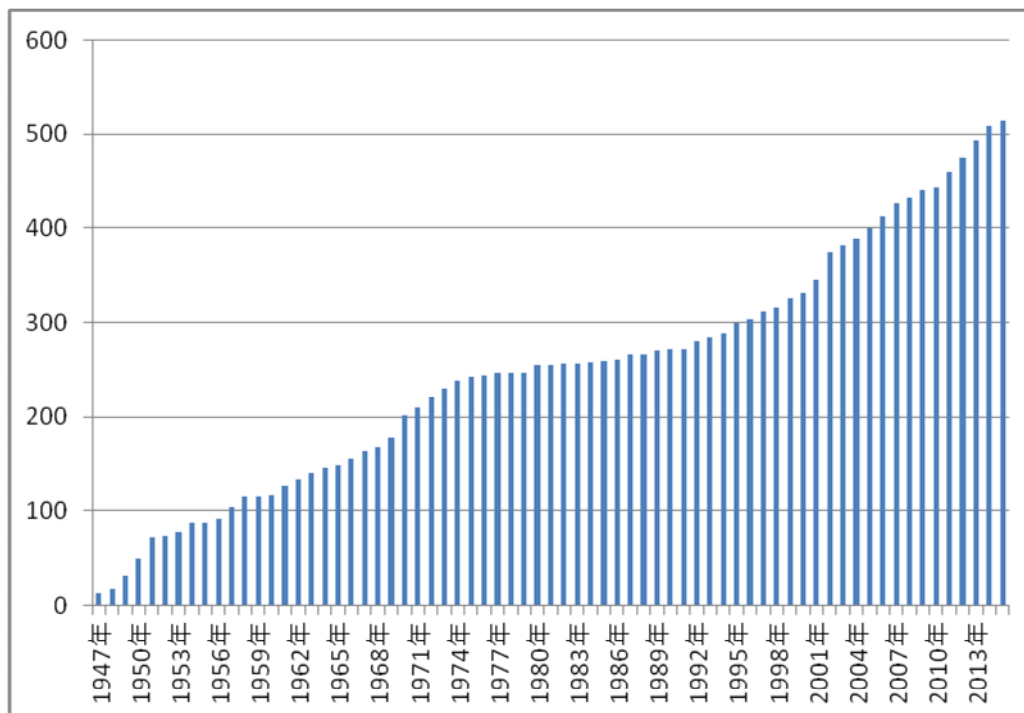
今般の調査によって抽出した法定行政計画は、昭和 22 (1947) 年から平成 27 (2015) 年までに公布された 286 本の法律に基づく 514 計画である（別添資料）。

これらの法定行政計画を、その根拠法律の公布年別に見ると、図表 1 のとおりであり、着実に増加していることがわかる。

なお、法律がいったん制定された後に行われる当該法律の一部改正によって法定行政計画の制度が追加される場合も多いが、その場合には、その法定行政計画の制度が実際に創設された年は、当該法律の公布年よりも後となるため、法定行政計画の実際の創設年での傾向は、図表 1 に示されるよりも、さらに一層、近年、増加を示しているものと推測される。

【図表 1】 法定行政計画累積数の推移

(単位：件)



注：年は、当該計画制度の創設年ではなく、計画策定等の根拠法律の当初公布年である。

また、当該法定行政計画の策定者を見ると、国（国、政府、大臣等）であるものが190計画、地方（都道府県、市町村等）であるものが347計画と、地方策定のものが多数を占めている（国、地方いずれもが策定することができるものは重複して算定）。

3. 法定手続規定

法定行政計画の策定等について各法律に定められた手続規定を見ると、次のような流れを見出すことができ、別添資料は、これに従って分類し、整理した。

(1) 計画策定過程に関するもの

- ① 計画案の作成等の前提となる状況把握、調査等に関するもの

計画案の作成に当たって、その内容の客観性・合理性を確保するとともに、内容の公正を常に確保するためには、案の作成の前段階における情報収集としての調査の実施及び当該調査により得られた情報の分析・評価並びにそれらに基づいた案の作成が重要である。

このような取扱いは、作成した計画の案の内容が関係者の意見を求めるのに熟したものとなることにも資すると考えられる。

- ② 計画の策定者に対する計画案の作成の要請に関するもの

計画を策定することを策定者の意思のみに委ねず、策定者以外の特定の関係者による要請に係らしめたものである。

- ③ 計画の策定者以外の者による計画案の作

成や計画の策定等に関する提案及び行われた提案に対する応答に関するもの

策定者により作成された計画の案について意見を提出するという、どちらかと言えば一般的な受け身の形態ではなく、より積極的にその意見を反映させるため、策定者による計画の案の作成に先立って、策定者以外の関係者による提案や素案の作成等について定めた規定である。

④計画案の縦覧等に関するもの

広く国民等が適切な意見を提出するためには、計画の案の趣旨や背景、理由を含め、その内容を理解することが必要であり、そのような情報の開示に関する規定である。

縦覧に供する旨の公告及び縦覧に関するものが多いが、さらに、公告及び縦覧に供する計画の案に、住民等が意見を提出するに際し参考となるべき事項を記載した書類を添付することを義務付けた事例、縦覧に供する旨だけでなく、縦覧開始の日や縦覧の時間についても公告する事例、特に甚大な影響を受ける一定の権利者には別途通知する事例等がある。

⑤関係者への協議や同意・承諾、関係者の意見聴取その他関係者との調整に関するもの

詳細かつ的確に関係者の意見を把握するためには、時間や経費等の負担を考慮しなければ、個別に意見を聴取することが効果的であると思われる。

特に強い利害関係を有する等特別な関係にある者について個別に意見を調整するための規定である。

⑥関係者からの意見の提出や策定者による意見を反映させる措置に関するもの

時間や経費等の負担を抑制しつつ、広く意見を求めるためには、多数の者に意見提出の機会を提供することが効果的であり、このための手続を定めたものである。

関係者からの意見書の提出や提出された意見書の取扱いについて規定した事例のほか、公聴会や説明会の開催、インターネットの利用などにより意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めた事例などがあつた。

⑦審議会による審議等に関するもの

専門的知見を重視する観点や多数者が一同に会しての調整が不可能であるためにその調整機能を発揮させる等の観点から審議会の関与について定められた計画は多い。ただ、審議会という形態を要件とせず、協議会など、学識経験者や利害関係者の参加が別途図られている例も見られた。

また、計画案に対して提出された意見の取扱いについて、審議会への提出を義務付けた例が多いが、さらに、当該意見に対して回答することや意見を考慮して必要な措置を講ずること、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果の公告を義務付けた例も見られた。

⑧議会の関与に関するもの

策定者が地方とされている計画について、地方公共団体の議会の関与（議決、同意等）について定められている例がある。

⑨閣議の関与に関するもの

法定行政計画の策定等に閣議の決定を要することとされたものが 43 計画あつたが、計画の策定者が「政府」とされて

いるものが多く、計画の策定者が「大臣」とされ、策定に当たって、閣議の決定を経ると定められたものが6計画と少数であるものが見られた。

⑩策定者以外の者による認定等に関するもの

大臣や都道府県知事による認定、認可、承認等を受けることが必要とされ、又は受けることができることとされているものがある。このような例の場合には、計画案作成の手續に加えて、認定等の手續が定められる場合が多い。

(2) 計画策定時に関するもの

①法定行政計画を策定したときの策定者以外の者に対する計画の提出や届出、通知、送付、報告等に関するもの

関係大臣や関係地方公共団体など行政内部における周知等のために定められるものが多いが、特に都外法定行政計画に密接な関連を有する民間事業者等に対するものもあった。

②策定した法定行政計画の公表、公示、公告等に関するもの

策定された法定行政計画に、国民が、できる限り、いつでも容易にアクセスすることが可能となることが望ましく、当該法定行政計画の内容や経費、事務負担等を考慮して、計画策定時についても開示やその努力の義務付けが行われているものが多い。

その時期については、法定行政計画が策定されたときは、「遅滞なく」とされているものが最も多いが、「速やかに」、「直ちに」としているものもあった。また、

開示事項や開示方法等を特定しない例や省令に委任する等により、具体的に特定しているものもあった。

③策定した法定行政計画に対する意見の提出、申出等に関するもの

事後的な意見の提出、申出等の意見集約に関する制度を設けている例も見受けられた。

(3) その他

①条例との関係について定めたもの

法定行政計画の策定等に関する手續規定と条例との関係が定められた規定としては、次の事例があった。

・景観法（平成16年法律第110号）第9条第7項

（策定の手續）

第九条 1～6 略

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手續に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 略

・都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条の2

（条例との関係）

第17条の2 前二条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手續に関する事項（前二条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

②計画の実施状況に関する規定

計画の策定等に関する手續そのものではないと思われるため、別添資料には記載していないが、その実施状況の調査・分析や当該調査の結果の公表に関する規定が設けられている法定行政計画が36計画あった。

例：国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 26 年法律第 99 号）第 7 条第 5 項（基本計画）

第七条 1～4 略

5 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を公表しなければならない。

③計画策定後の計画の見直しや変更に関する規定

同様に、計画の策定等に関する手続そのものではないと思われるため、別添資料には記載していないが、一定の場合には計画を変更しなければならない、計画を変更することができるなど、計画の見直しや変更に関する規定が設けられている法定行政計画が 90 計画あった。

例：小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 13 条第 1 項

第 13 条 1～4 略

5 政府は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

6 略

4. おわりに

近年、行政以外に対しても、権利保護の観点から民間事業者に対して説明義務の履行が求められる場面が増加している。

このため、創立総会における発起人の説明義務（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 78 条）、書面による質問及び回答（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 27 条の 10）等に関する法律の規定が見られるようになっている。

今後の土地利用に関する手続を考える上では、これらの動きも参考としつつ、イン

ターネットの活用（デジタルデバイドの是正等を含む。）などに配慮していくことが必要となると思われる。

今般の調査結果が、今後の法定行政計画手続を考える上での資料として活用頂ければ幸いである。

<補注>法定行政計画の策定等に関する手続規定に係る調査方法

平成 27(2015)年 9 月から 11 月までの間、総務省法令データ提供システム

(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) による法令用語検索を用いて、対象とする法定行政計画を抽出した。

指定用語は、単純に「計画」等で検索したのでは、該当件数が 1,000 件を超え、検索結果が表示されないため、「計画」と主体についての「国は」、「政府は」、「内閣は」、「大臣は」、「庁は」、「都は」、「道は」、「府は」、「県は」、「知事は」、「市は」、「町は」、「村は」、「長は」、を組み合わせ、さらに、計画の策定等の根拠を示す「定めなければならない」、「定めるものとする」、「定めることができる」、「策定しなければならない」、「策定するものとする」、「策定することができる」、「決定しなければならない」、「決定するものとする」、「決定することができる」、「作成しなければならない」、「作成するものとする」、「作成することができる」、「提出しなければならない」、「提出するものとする」、「提出することができる」との組合せを基本として、該当条文を検索した。

また、これらを補足するため、「計画」と「団体は」、「会は」、「会議は」、「都道府県」、「関係府県」、「市町村」、「長官」、「委員会」、「樹立」、「たて」、「努め」との組合せでも検索を行った。

その際の検索対象は「憲法・法律」、検索単位は「本則中の条単位」、公布年月の範囲指定は「なし」とした。

上記の検索結果に基づき、該当した条文が含まれる各法律を見て、名称が「計画」とされているもので、その策定主体が国や地方公共団体という行政であるものの関連条文を抽出した。

したがって、本調査は、性格として行政計画と捉えるべきもの全般を対象としたものではなく、その名称が「方針」、「指針」、「構想」等とされているものは除外している。ま

た、「戦略」という名称のものも除外しているが、「計画」と規定されているものを条文中「…計画（…戦略という。）」というように定義しているものは対象とした。

たとえば、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 1 条の「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）」や、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 12 条第 1 項の「サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）」、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）第 1 条の「政府が講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）」が、これに当たる。

また、今般の調査は手続規定に着目しているため、「方針」等や「計画」の内容として定めるべき事項として掲げられた「計画」については、それ単独での「計画」としては取り上げておらず、「公債の償還の計画」についても、対象外とした。

<参考文献等>

- ・「実定行政計画法—プランニングと法」西谷 剛 横浜国立大学教授著（有斐閣 2003 年 6 月発行）
- ・「〈資料〉実定行政計画法その後」西谷 剛 元 國學院大學法科大学院教授（行政法研究 第 9 号（201 年 7 月） 株式会社信山社 p.105～144）
- ・総務省「法令データ提供システム」
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

【別添資料】 法定行政計画の策定等に関する手続規定

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程													
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意・承諾等				
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		
1	琵琶湖保全再生施策に関する計画（「琵琶湖保全再生計画」）	琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）第3条第1項	滋賀県	琵琶湖の自然環境に関する調査及び結果公表等						主務大臣への協議				「琵琶湖保全再生推進協議会」を組織することができる			
2	都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（「都道府県推進計画」）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第1項	都道府県														
3	市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（「市町村推進計画」）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項	市町村														
4	都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第9条第1項	政府			農林水産大臣及び国土交通大臣による案の作成				関係行政機関の長の協議							
5	地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（「地方計画」）	都市農業振興基本法第10条第1項	地方公共団体														
6	政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条第1項	政府	人口の現状及び将来の見通しを踏まえる		まち・ひと・しごと創生本部による案の作成											
7	都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」）	まち・ひと・しごと創生法第9条第1項	都道府県														
8	市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」）	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項	市町村（特別区を含む）														
9	空家等に関する対策についての計画（「空家等対策計画」）	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項	市町村											計画の作成等に関する協議を行うための協議会を組織することができる			
10	サイバーセキュリティに関する基本的な計画（「サイバーセキュリティ戦略」）	サイバーセキュリティ基本法（平成28年法律第104号）第12条第1項	政府			サイバーセキュリティ戦略本部による案の作成											
11	内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策の実施に関する計画	内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項	都道府県	内水面水産資源の生息の状況及び生息環境等についての調査（努力）									当該計画に係る内水面の河川管理者への協議				
12	都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（「振興計画」）	花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第4条第1項	都道府県														
13	医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本的な計画	国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年法律第99号）第7条第1項	政府														
14	小規模企業振興基本計画	小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第13条第1項	政府														
15	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画（「地域計画」）	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号）第4条第1項	都道府県又は市町村			土地の所有者等による地域計画の案の作成についての提案	当該提案を踏まえた地域計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を通知（努力）			一定事項についての環境大臣への協議	市町村が作成する場合における一定事項についての都道府県知事への協議（共同して作成しようとする場合を除く。）	○一定事項についての公共施設等を管理する者等への協議 協議会が組織されていない場合における土地の所有者等への協議	地域計画の作成に関する協議等を行うための協議会が組織されている場合には、協議会における協議	一定事項についての環境大臣の同意	市町村が作成する場合における一定事項についての都道府県知事の同意（共同して作成しようとする場合を除く。）	当該都道府県又は市町村以外の者が行う自然環境トラスト活動に係る事項については、その者の同意	
16	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（「促進計画」）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第1項	市町村										都道府県知事への協議				

計画策定過程															計画策定時			条例との関係
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
	関係地方公共団体の意見聴取				住民の意見を反映させるために必要な措置								関係地方公共団体への通知		公表			
															公表			
															公表			
					多様な主体の意見を反映させるために必要な措置	食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見聴取			農林水産大臣及び国土交通大臣の求めによる閣議の決定						公表			
					多様な主体の意見を反映させるために必要な措置(努力)										公表(努力)			
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定							公表			
															公表(努力)			
															公表(努力)			
															公表			
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定					国会報告	インターネットの利用その他適切な方法による公表				
															公表(努力)			
															公表			
															公表			
					小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置	中小企業政策審議会の意見聴取								国会報告	公表			
															公表(努力)			
													都道府県知事に写しを送付		公表			

計画策定過程													計画策定時				条例との関係		
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続								
					家庭裁判所又は少年鑑別所の長の意見を踏まえ、できる限り在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向を参照													計画の内容の在院者への告知及び保護その他相当と認める者への通知	
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定							公表				
														公表					
														公表(努力)					
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定						公表					
					地区居住者等の参加														
						アルコール健康障害対策関係者会議の意見聴取		内閣総理大臣の求めによる閣議の決定					国会報告	インターネットの利用その他適切な方法による公表					
										内閣総理大臣は、認定を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる									内閣総理大臣による認定をした旨の公示
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定							公表				
	都道府県及び市町村等の意見聴取	学識経験者等を有する者等の意見聴取																	内閣総理大臣の求めによる閣議の決定
	案の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求める													国会報告	公表				
																			内閣総理大臣の求めによる閣議の決定
																			内閣総理大臣の求めによる閣議の決定

計画策定過程										計画策定時				条例との関係			
意見聴取			意見処理		認定等手続			提出、届出、通知、送付等		報告等		公表、公示、公告等			提出等後の手続		意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等	条例との関係
									内閣総理大臣の認定	○関係行政機関の長の同意 ○認定に関する処理期間(3月以内)				内閣総理大臣による認定をした旨の公示			
	その全部又は一部の区域が当該計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見聴取													公表			
	関係地方公共団体の意見聴取	計画に定める特定緊急対策事業の実施主体の意見聴取							内閣総理大臣の認定	○関係行政機関の長の同意 ○認定に関する処理期間(3月以内)				内閣総理大臣による認定をした旨の公示			
														公表(努力)			
						農業委員会の決定を経る								公告			
														公表			
					公聴会その他住民の意見を反映させるために必要な措置									公表			
									特定被災都道府県知事の認定			特定被災都道府県知事による認定した旨の当該特定被災市町村への通知		認定をした旨の通知を受けた特定被災市町村の長によるその名称等の公告			
														公表			
		審議会その他の合議制の機関を設置してない場合において、子ども・子育て支援に係る当事者の意見聴取			内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置(努力)	審議会その他の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴取						都道府県知事への提出					
		審議会その他の合議制の機関を設置してない場合において、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取				審議会その他の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴取						内閣総理大臣への提出					

意見聴取			計画策定過程						計画策定時					条例との関係			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
				意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
		消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県にあっては、その意見聴取			消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置(努力)									公表(努力)			
		消費者教育推進地域協議会を組織している市町村にあっては、その意見聴取			消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置(努力)									公表(努力)			
		感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見聴取						内閣総理大臣の求めによる閣議の決定					国会報告		閣議の決定があつた旨の公示		
	他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、その長の意見聴取	感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見聴取										当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関への通知	○内閣大臣への報告 ○議会報告	公表			
	他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、その長の意見聴取	感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見聴取											○都道府県知事への報告 ○議会報告	公表			
	福島県知事及び福島県知事が申出をし、又は意見を述べようとするときは、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見聴取											福島県知事への通知					
	関係市町村長の意見聴取											内閣総理大臣への提出	公表(努力)	内閣総理大臣は、計画の提出があつた場合には、その内容を関係行政機関の長に通知		内閣総理大臣は、計画が避難解除等区域復興再生計画に適合しないと認めるときは、変更すべきことを求めることができる	
												交付金を充てる場合には、内閣総理大臣への提出					
		避難元市町村の長その他の関係地方公共団体の長の意見聴取										交付金を充てる場合には、内閣総理大臣への提出					

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等							
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他					
52	原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（「産業復興再生計画」）	福島復興再生特別措置法第61条第1項	福島県知事				産業復興再生事業の実施に関し密接な関係有する者による認定申請をすることについての提案	提案に基づき申請をするか否かについての当該提案をした者への通知（申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない）												
53	認定を受けた産業復興再生計画に定められた地熱資源開発事業に係る地熱資源の開発に関する計画（「地熱資源開発計画」）	福島復興再生特別措置法第67条第1項	福島県知事																	地熱資源開発事業の実施主体として定めようとする者の同意
54	再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（「重点推進計画」）	福島復興再生特別措置法第81条第1項	福島県知事																	
55	津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（「推進計画」）	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項	市町村	基礎調査の結果を踏まえた津波浸水想定	市町村は、案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる（関係管理者等は、当該申出を尊重）	一定事項については関係管理者等が作成する案について定める					協議会が組織されていないときに一定事項についての都道府県への協議	協議会が組織されていないときに一定事項における関係する海岸管理者等への協議	推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる							
56	復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（「復興推進計画」）	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第1項	特定地方公共団体（その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体）が単独又は共同				復興推進事業の実施に関し密接な関係有する者による認定申請をすることについての提案	提案に基づき申請をするか否かについての通知（申請をしないこととするときは、その理由を明示）					○復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会（「国と地方の協議会」）を組織することができる ○復興推進計画並びに認定復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するための復興推進協議会（「地域協議会」）が組織されているときは、当該地域協議会における協議							
57	食料供給等施設整備計画	東日本大震災復興特別区域法第24条第1項	食料供給等施設を整備する事業を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村								復興推進計画等に関する事項について協議するための復興推進協議会における協議									道県知事の同意
58	地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（「復興整備計画」）	東日本大震災復興特別区域法第46条第1項	被災関連市町村（単独又は被災関連都道府県と共同）										復興整備計画等に関する事項について協議を行うための「復興整備協議会」を組織することができる	当該被災関連市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、その同意						

計画策定過程													計画策定時				条例との関係
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
	関係市町村長の意見聴取	復興再生事業の実施主体の意見聴取		関係市町村長及び実施主体の意見の概要並びに提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要を記載した書面を認定申請に添付				内閣総理大臣の認定	○計画に定められた復興再生事業に関する事項についての関係行政機関の長の同意 ○認定に関する処理期間(3月以内において速やかに)	産業復興再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈についての所管する関係行政機関の長等に対する事前確認請求及び回答			内閣総理大臣による認定をした旨の公示				
	関係市町村長の意見聴取			公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置									公表				
	関係市町村長の意見聴取			内閣総理大臣への認定申請には、関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付				内閣総理大臣の認定	○重点推進事項については、関係行政機関の長の同意 ○認定に関する処理期間(3月以内において速やかに)				内閣総理大臣による認定をした旨の公示				
											国土交通大臣、府県及び管理者等その他の事業者又は事務を実施すると見込まれる者への送付		公表				
	関係地方公共団体の意見聴取	復興推進事業の実施主体の意見聴取		関係市町村長及び実施主体の意見の概要並びに提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要を記載した書面を認定申請に添付				内閣総理大臣の認定	○計画に定められた復興推進事業に関する事項についての関係行政機関の長の同意 ○認定に関する処理期間(3月以内において速やかに)	復興推進事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈についての所管する関係行政機関の長等に対する事前確認請求及び回答			内閣総理大臣による認定をした旨の公示				
				公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置									公表				

計画策定過程															計画策定時				
意見聴取			調整等	意見処理			議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等	条例との関係		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置	審議会等			認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続								
	当該特定地方公共団体の教育委員会の意見聴取																		
														公表(努力)					
	関係行政機関の長その他の関係者の意見聴取													公表					
														公表					
														公表(努力)					
														公表(努力)					
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定						公表					
	関係する地方公共団体の意見聴取	関係する海岸管理者等の意見聴取			住民その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置									公表					
														公表					
														公表					
									国土交通大臣の認可					国土交通大臣による認可に係る計画の内容等の公表					
												国土交通大臣への送付		公表					
														インターネットの利用その他適切な方法による公表					
														インターネットの利用その他適切な方法による公表					

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時				条例との関係		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等		提出等後の手続	意見、申出等
					インターネットの利用その他の適切な方法による国民の意見を反映させるための必要な措置	中央環境審議会の意見聴取		環境大臣の求めによる開議の決定						インターネットの利用その他の適切な方法による公表			
												環境大臣への写しの送付		公表			
														インターネットの利用その他の適切な方法による公表			
		○文化財の保存又は活用に関する事項を記載しようとするときは、当該文化財の所有者等の意見聴取○協議会が組織されている場合には、その意見聴取			公聴会その他の住民の意見を反映させるための必要な措置	当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合には、当該地方文化財保護審議会の意見聴取			主務大臣の認定	関係行政機関の長への協議	認定に関する処理期間(認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに)	主務大臣による認定をした旨の当該市町村への通知及び当該通知を受けた市町村による当該通知を受けた都道府県への通知		公表(努力)			
					住民その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置							主務大臣、観光圏整備事業を実施すると見込まれる市町村にあっては関係する都道府県、都道府県にあっては関係する市町村への送付		公表			
												○都道府県知事への計画の写しの送付 ○交付金を充てる場合には、農林水産大臣への提出		公表			
														公表(被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、当該許可権限委譲事項の公告)			
							議会の議決						都道府県及び指定都市による総務大臣への、市町村及び特別区による都道府県知事への報告等	公表			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程													
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等			協議				同意、承諾等				
						案の作成	提案応答	計画案の経費等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		
91	財政の再生のための計画(「財政再生計画」)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項	地方公共団体			地方公共団体の長による案の作成											
92	公営企業の経営の健全化のための計画(「経営健全化計画」)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項	地方公共団体			地方公共団体の長による案の作成											
93	再編関連振興特別地域の整備に関する計画(「再編関連振興特別地域整備計画」)	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第8条第3項	防衛大臣			都道府県知事による案の作成及び防衛大臣への提出											
94	地理空間情報の活用に関する基本的な計画(「地理空間情報活用推進基本計画」)	地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第9条第1項	政府														
95	持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(「地域公共交通網形成計画」)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項	市町村にあっては単独で又は共同、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同			計画に定めようとする事業を実施しようとする者及び地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者による提案	提案に基づき計画の作成又は変更をするか否かについての公表(計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない)				協議会が組織されていない場合には、関係する公共交通事業者等、計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員と協議	一定の事項について、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議					
96	地域公共交通再編事業を実施するための計画(「地域公共交通再編実施計画」)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第1項	地域公共交通再編事業に関する事項が定められた地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体														特定旅客運送事業者等の全ての同意
97	公的統計の整備に関する基本的な計画(「基本計画」)	統計法(平成19年法律第53号)第4条第1項	政府			総務大臣による案の作成											
98	広域的な地域活性化基盤整備計画	広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号)第5条第1項	都道府県									計画を作成した都道府県を構成する広域地方計画協議会は、当該計画の実施に関し必要な事項について協議することができる					市町村等が実施する事業等に関する事項を記載しようとするときは、当該市町村等の同意

計画策定過程										計画策定時				条例との関係			
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈積事前確認手続			提出、届出、通知等			
						総務大臣による同意をすらかの基準の作成及び同意についての地方財政審議会の意見聴取	議会の議決		地方公共団体は、議決を経て、総務大臣に(市町村及び特別区)については、都道府県知事を(通じて)協議し、その同意を求めることができる	総務大臣による財政再生計画について同意をすらかを判断するための基準及び公表		報告を受けた総務大臣による財政再生計画を定めた地方公共団体の名称各省各庁への通知	総務大臣への報告(市町村及び特別区)については、都道府県知事を(経由)と総務大臣による財政再生計画の内容並びに協議の結果の公表	公表(総務大臣の同意を待たず、その旨の公表)			
							議会の議決						都道府県及び指定都市による総務大臣への、市町村及び特別区による都道府県知事への報告等	公表			
	都道府県知事による再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見聴取					駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき						計画の案を提出した都道府県知事への通知					
													インターネットの利用その他適切な方法による公表				
					住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置							主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等その他計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委への送付	公表				
		関係する公共交通事業者等(特定旅客運送事業者等である者を除く。)、道路管理者、港湾管理者及び公安委の意見聴取				国土交通大臣が認定をする場合において、一定の認可等を要するものについては、運輸審議会に諮る			地方公共団体は、国土交通大臣に対し、認定を申請することができる	国土交通大臣が認定をしようとするときは、関係する道路管理者及び関係する公安委員会に、一定の場合を除き、意見を聴取		関係する公共交通事業者、道路管理者及び港湾管理者及び公安委への送付					
					総務省令で定めるところによる国民の意見を反映させるために必要な措置	統計委員会の意見聴取		総務大臣の求めによる開議の決定									
	○関係市町村の意見聴取 ○他の都道府県との境界に係る一定事項を記載しようとするときは、他の都道府県の意見聴取											○関係市町村への計画の写しの送付 ○交付金を充てる場合には、国土交通大臣への提出	公表				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程												
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の概観等	協議			同意、承諾等				
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	
99	活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項	都道府県又は市町村			定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等による提案	提案を踏まえた計画の案を作成する必要があると判断し、その旨及びその理由を通知				市町村が農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする場合には、都道府県知事への協議				市町村が農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする場合には、当該農林漁業団体等の同意	農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする場合には、当該農林漁業団体等の同意
100	所有権移転等促進計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第1項	一定事項が記載された活性化計画を作成した市町村													土地ごとに、所有権の移転等を受ける者等すべての同意
101	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(「基本計画」)	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第5条第1項	自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む。)及び都道府県が共同	基本計画の作成に資するための国の企業立地の動向に関する情報(取集、整理、分析及び提供(努力))					主務大臣への協議					産業集積の形成又は産業集積の活性化に必要事項について協議するための「地域産業活性化協議会」における協議	主務大臣の同意(軽微な変更は、主務大臣への届出)(同意しようとするときは、関係行政機関の長への協議)	
102	海洋に関する基本的な計画(「海洋基本計画」)	海洋基本法(平成19年法律第33号)第16条第1項	政府			総合海洋政策本部による案の作成										
103	教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項に関する基本的な計画	教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項	政府													
104	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	教育基本法第17条第2項	地方公共団体													
105	観光立国の実現に関する基本的な計画(「観光立国推進基本計画」)	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第10条第1項	政府				国土交通大臣による案の作成									
106	特定広域団体の広域行政の推進に関する計画(「道州制特別区域計画」)	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)第7条第1項	特定広域団体(北海道地方又は一定の都道府県であつて政令で定めるもの)													
107	有機農業の推進に関する施策についての計画(「推進計画」)	有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第7条第1項	都道府県													
108	がん対策の推進に関する基本的な計画(「がん対策推進基本計画」)	がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条第1項	政府				厚生労働大臣による案の作成			関係行政機関の長と協議						
109	都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(「都道府県がん対策推進計画」)	がん対策基本法第11条第1項	都道府県													
110	道路特定事業を実施するための計画(「道路特定事業計画」)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第31条第1項	関係する道路管理者											一定事項については、道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者との協議		
111	都市公園特定事業を実施するための計画(「都市公園特定事業計画」)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第34条第1項	関係する公園管理者等(許可を受けて特定公園施設を設ける若しくは管理する者等が作成する場合にあつては、公園管理者と共同)											都市公園法に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業については、当該他の工作物の管理者との協議		

計画策定過程										計画策定時				条例との関係				
意見聴取			意見処理				認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
												提出、届出、通知、送付等					○都道府県による関係市町村への、市町村による都道府県への計画の写しの送付 ○交付金を充てる場合には、農林大臣への提出	
						農業委員会の決定			一定の場合には、都道府県知事の承認	都道府県知事が承認をしようとするときは、都道府県農業会議の意見聴取							公表(努力)	
																	公表	
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定										公表
													国会報告					公表
						交通政策審議会の意見聴取		国土交通大臣の求めによる閣議の決定						国会報告				公表
	関係市町村の意見聴取							当該特定広域団体の議会の議決						内閣総理大臣への提出				内閣府等で定めるところによる公告
																		公表(努力)
						がん対策推進協議会の意見聴取		厚生労働大臣の求めによる閣議の決定						国会報告				インターネットの利用その他適切な方法による公表
	関係する市町村の意見聴取	施設設置管理者及び公安委員会の意見聴取																関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者への送付
	関係する市町村の意見聴取	関係する施設設置管理者の意見聴取																関係する市町村及び施設設置管理者並びに都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物の管理者への送付

意見聴取			計画策定過程						認定等手続			計画策定時					条例との関係
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
	関係する市町村の意見聴取	関係する道路管理者の意見聴取									関係する市町村及び道路管理者への送付		公表(努力)				
	都道府県の意見聴取			インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法による国民の意見を反映させるために必要な措置	社会資本整備委員会の意見聴取		国土交通大臣の求めによる閣議の決定				都道府県への通知		公表				
	地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見聴取			インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法による住民の意見を反映させるために必要な措置							国土交通大臣への報告	公表(努力)					
	一定事項については、都道府県の意見聴取	○障害者基本法の合議制の機関を設置する市町村は、当該機関の意見聴取 ○協議会を設置したときは、協議会の意見聴取(努力)		住民の意見を反映させるために必要な措置(努力)							都道府県知事への提出						
		○障害者基本法の合議制の機関の意見聴取 ○協議会を設置したときは、協議会の意見聴取(努力)									厚生労働大臣への提出						
											○都道府県は関係市町村、市町村は都道府県への計画の写しの送付 ○交付金を充てる場合には、国土交通大臣への提出		公表(努力)				
											関係行政機関の長への通知	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表				
						都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、都道府県食育推進会議を置くことができる							都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)による計画の要旨の公表				
						市町村食育推進計画の作成等のため、市町村食育推進会議を置くことができる							市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)による計画の要旨の公表				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程														
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議			同意、承諾等						
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他			
122	同意交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能の高度化を図るための計画(「交通結節機能高度化計画」)	都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第14条第1項	駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための協議会					同意都道府県による、協議会を組織しようとする旨の公表										当該交通結節機能高度化計画に、駅施設の整備を行う者、駅周辺施設の整備を行う者又は駅施設の営業を行う者として記載される者及び同意都道府県等の全員の合意
123	地域再生を図るための計画(「地域再生計画」)	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項	地方公共団体			当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする地域再生支援貸付事業を実施しようとする者のほか、地域再生計画に密接な関係有する者による計画を作成することの提案	提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知(地域再生計画を作成しないときは、その理由を明らかにしなければならない)											○「地域再生協議会」を組織することができる ○地域再生協議会が組織されているときは、当該協議会における協議
124	地域再生土地利用計画	地域再生法第17条の7第1項	認定地方公共団体である市町村															「地域再生協議会」における協議 一定事項について、都道府県知事の同意
125	地域農林水産業振興施設整備計画	地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の15第1項	認定地方公共団体である市町村															「地域再生協議会」における協議 都道府県知事の同意
126	犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(「犯罪被害者等基本計画」)	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第8条第1項	政府															
127	国民の保護に関する計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第33条第1項	指定行政機関の長						内閣総理大臣への協議									
128	国民の保護に関する計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第1項	都道府県知事						総務大臣を経由しての内閣総理大臣への協議									「都道府県国民保護協議会」の設置
129	国民の保護に関する計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項	市町村長								都道府県知事への協議							「市町村国民保護協議会」の設置

意見聴取		計画策定過程						計画策定時					条例との関係				
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続		法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等		報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
			○国土交通大臣は、協議に係る裁定等をすることができる ○国土交通大臣は、計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言又は勧告をすることができる	協議会を組織しようとする旨が公表された場合において、協議会の構成員として加えられない一定の者は、自己を構成員として加えるよう申し出ることができる					計画の作成に係る合意をした構成員は、共同で、国土交通大臣の認定を申請することができる								
		特定地域再生事業に関する事項を記載した計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見聴取			○認定の申請には、特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合には当該意見の概要、地域再生協議会における協議をした場合にあつては当該協議の概要等を添付	内閣総理大臣は、認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる			内閣総理大臣の認定	○一定の事項については、関係行政機関の長の同意 ○認定処理期間(3月以内)	地方公共団体による内閣総理大臣に対する地域再生事業に係る支援措置の内容等についての事前確認請求及び内閣総理大臣による回答等			内閣総理大臣による認定をした旨の公示			
					公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置									公表			
								内閣総理大臣の求めによる開議の決定							公表		
	関係指定行政機関の長の意見聴取											都道府県知事及び所管する指定公共機関への通知		公表			
	他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見聴取					都道府県国民保護協議会への諮問(軽微な変更の場合を除く。)						都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関への通知	議会報告	公表			
	他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見聴取					市町村国民保護協議会への諮問(軽微な変更の場合を除く。)							議会報告	公表			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程											
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議			同意、承諾等			
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他
130	良好な景観の形成に関する計画（「景観計画」）	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項	景観行政団体		○特定公共施設の管理者によるその管理に係る特定公共施設重要公共施設として当該景観計画に定めるべきことの要請 ○景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者による景観計画について一定事項の追加又は変更の要請	政令で定める規模以上の団地の区域に係る土地所有者等又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等による景観計画の策定又は変更の提案	○都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対する計画に係る景観計画の素案の提出等 ○計画提案を踏まえ景観計画の策定又は変更を認めるときは、その案を作成（必要がないと決定したときは、その旨及びその理由を通知）				○一定事項について、景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）への協議 ○一定事項について、国立公園等管理者への協議	景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うための「景観協議会」を組織することができる			○一定事項について、景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）の同意 ○一定事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国立公園にあっては都道府県知事）の同意
131	景観農業振興地域整備計画	景観法第55条第1項	市町村				○計画を定めようとする旨の公告 ○当該計画の案の、当該計画を定めようとする理由を記載した書面を添えた、その公告の日からおおむね三十日間の期間を定めた縦覧				都道府県知事への協議 市町村は、異議の申出がないとき、異議の申出があった場合においてそのすべについて決定があり、審査の申立があつたとき等でない限り、当該協議の申出をしない			国有地を含め計画区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の承認	
132	合併市町村基本計画	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項	合併協議会				合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、設置の日から6月以内に、市町村の合併に関する協議の状況を、代表者に通知するとともに、公表				合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議	合併市町村の合併に関する協議を行う協議会の設置			
133	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（「基本計画」）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第1項	中央防災会議												
134	都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（「行動計画」）	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第8条第1項	都道府県及び市町村			学校教育及び社会教育の関係者等による都道府県又は市町村に対する行動計画の作成又は変更をすることの提案	提案に基づき計画の作成又は変更をするか否かについて、公表（努力）（計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明示（努力））					「環境教育等推進協議会」を組織することができる			

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時				条例との関係		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等		提出等後の手続	意見、申出等
	都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴取		景観行政団体は、特定公共施設の管理者又は景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者から要請があった場合には、これを尊重しなければならない	意見提出	意見反映措置 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置	審議会等 ○都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見聴取								○景観計画を定めた旨の告示 ○国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところによる当該景観行政団体の事務所における公表の縦覧			景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項(景観法の規定に反しないものに限る。)について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない
			○住民は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる ○計画区域内にある土地に権利を有する者は、当該計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日の翌日から起算して30日以内)及び都道府県知事による採決(申立てを受理した日から60日以内)	○異議の申出の決定(縦覧期間満了後60日以内) ○決定に対して不服がある申出人による都道府県知事に対する審査の申立て(決定があった日の翌日から起算して30日以内)及び都道府県知事による採決(申立てを受理した日から60日以内)								農林水産大臣への当該計画書の写しの送付(都道府県知事を経由)		○計画を定めた旨の公告(提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告) ○農林水産省令で定めるところによる当該計画書又はその写しの当該市町村の事務所における縦覧			
												総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事への送付		公表			
												都道府県への都市再生整備計画の写しの送付	内閣総理大臣への報告	計画の公表			
					住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置(努力)							都道府県への適正化計画の写しの送付		公表(努力)			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																	
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		協議				同意、承諾等									
						案の作成・提案	提案応答	計画案の縦覧等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他						
135	市町村の事務及び事業に関する次世代育成支援対策の実施に関する計画（「市町村行動計画」）	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項	市町村																		
136	都道府県の事務及び事業に関する次世代育成支援対策の実施に関する計画（「都道府県行動計画」）	次世代育成支援対策推進法第9条第1項	都道府県																		
137	処遇に関する実施計画	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第104条第1項	保護観察所の長								決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長との協議	指定通院医療機関の管理者との協議									
138	都道府県等の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。）内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（「実施計画」）	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第4条第1項	都道府県又は政令市							環境大臣への協議										環境大臣の同意（同意をしようとするときは、総務大臣への協議）	
139	特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（「流域水害対策計画」）	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項	特定都市河川の河川管理者、その流域を区域に含む都道府県及び市町村の長並びにその流域に係る特定都市下水道の下水道管理者				一定事項については、河川管理者が作成する案、下水道管理者等が共同して作成する案に基づいて定める				国土交通大臣への協議（特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、不要）									国土交通大臣の同意（特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、不要）	
140	重点計画	社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項	（政府）				国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣による案の作成				環境大臣に協議										
141	構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（「構造改革特別区域計画」）	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第1項	地方公共団体				特定事業を実施しようとする者による当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案	提案を踏まえた計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知													
142	公私協力基本計画	構造改革特別区域法第20条第4項	協力地方公共団体の長																		
143	有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画（「県計画」）	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第12号）第5条第1項	関係県																		主務大臣の同意（同意をしようとするときは、関係行政機関の長への協議）

計画策定過程												計画策定時				条例との関係	
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
					地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見聴取(努力)							関係市町村への送付					
					地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見聴取(努力)							主務大臣への実施計画書の写しの送付(都道府県知事を経由)					
												農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣並びに関係市町村への実施計画書の写しの送付					
												関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付					
												農林水産大臣への農業振興地域整備計画書の写しの送付(都道府県知事を経由)	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表			
												農林水産大臣及び関係市町村長への当該農業振興地域整備計画書の写しの送付					
												市町村にあっては都道府県知事への、都道府県にあっては関係市町村長への関係図書の写しの送付	環境大臣への報告	公表(努力)			
												関係都道府県知事及び関係市町村長への関係図書の写しの送付	環境大臣への報告	公表(努力)			
													環境大臣への報告	公表(努力)			
													環境大臣への報告	公表(努力)			

都府県知事の意見聴取(内閣府令で定める軽微な変更の場合を除く。)

利害関係人の意見聴取

利害関係人の意見聴取

自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取

自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取

自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議			同意、承諾等								
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他					
153	希少鳥獣の保護に関する計画(「希少鳥獣保護計画」)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の3第1項	環境大臣																	
154	特定希少鳥獣の管理に関する計画(「特定希少鳥獣管理計画」)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の4第1項	環境大臣																	
155	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(「実施計画」)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項	都道府県知事							区域内に環境大臣が指定する鳥獣保護区があるときは、環境大臣への協議										
156	エネルギーの需給に関する基本的な計画(「エネルギー基本計画」)	エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)第12条第1項	政府				経済産業大臣による案の作成													
157	牛海綿状脳症の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県が講ずべき措置に関する基本計画(「基本計画」)	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第4条第1項	農林水産大臣及び厚生労働大臣							関係行政機関の長への協議										
158	都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共施設等の整備等に関する計画(「整備計画」)	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の2第1項	特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る都市再生緊急整備協議会									一定事項については、都市計画決定権者、許可の権限を有する公的下水道管理者への協議								○国の関係行政機関等の長及び事業の実施主体として記載された者の会意 ○一定事項を記載しようとするときは、都市計画決定権者又は許可の権限を有する公的下水道管理者の同意
159	都市再生安全確保施設の整備等に関する計画(「都市再生安全確保計画」)	都市再生特別措置法第19条の13第1項	都市再生緊急整備協議会									「都市再生緊急整備協議会」を組織することができる								○国の関係行政機関等の長及び事業の実施主体として記載された者の会意の合意
160	都市再生整備計画	都市再生特別措置法第46条第1項	市町村				都市再生推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案					一定事項については、道路管理者及び都道府県公安委員会への協議	一定事項については、道路管理者及び都道府県公安委員会への協議							○一定事項については、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意 ○特定非営利活動法人等が実施する事業に係る事項については、その同意
161	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(「立地適正化計画」)	都市再生特別措置法第81条第1項	市町村									一定事項については、都道府県公安委員会、駐車場法の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事への協議	都市再生整備計画等に関し必要な協議を行うための「市町村都市再生協議会」を組織することができる							当該市町村以外の者が実施する事業に係る事項については、その同意

計画策定過程										計画策定時					条例との関係		
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等		提出等後の手続	意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈前確認手続						
		利害関係人の意見聴取				中央環境審議会の意見聴取						関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付		公表			
		利害関係人の意見聴取				中央環境審議会の意見聴取						関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付		公表			
		利害関係人の意見聴取										関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付	環境大臣への報告	公表(努力)			
関係行政機関の長の意見聴取						総合資源エネルギー調査会の意見聴取		経済産業大臣の求めによる閣議の決定				同意をした国土交通大臣による関係行政機関の長への送付	国会報告	公表			
												同意をした国土交通大臣による関係行政機関の長への送付		公表			
												関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付		公表			
												国の関係行政機関の長への送付		公表			
												○都道府県への計画の写しの送付 ○交付金を充てる場合には、国土交通大臣への提出		○公表 ○都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したとき、国土交通省令で定めるところによる事項の公告			
					公聴会の開催その他の意見を反映させるために必要な措置	市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会)の意見聴取						関係行政機関の長及び関係地方公共団体への送付		公表			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程														
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等					
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他			
162	沖縄振興計画	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項	沖縄県知事															
163	国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(「観光地形成促進計画」)	沖縄振興特別措置法第6条第1項	沖縄県知事															
164	沖縄特別通知案内土育成等事業計画	沖縄振興特別措置法第12条第1項	沖縄県知事															
165	情報通信産業の振興を図るための計画(「情報通信産業振興計画」)	沖縄振興特別措置法第28条第1項	沖縄県知事															
166	産業高度化及び事業革新を促進するための計画(「産業高度化・事業革新促進計画」)	沖縄振興特別措置法第35条第1項	沖縄県知事															
167	国際物流拠点産業の集積を図るための計画(「国際物流拠点産業集積計画」)	沖縄振興特別措置法第41条第1項	沖縄県知事															
168	経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画(「経済金融活性化計画」)	沖縄振興特別措置法第55条の2第1項	沖縄県知事															
169	沖縄振興交付金事業計画	沖縄振興特別措置法第105条の2第1項	沖縄県知事															沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項については、当該市町村等の同意

計画策定過程										計画策定時				条例との関係					
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続								
	関係市町村長の意見聴取													公表(努力)	○計画の提出を受けた内閣総理大臣による、その内容の關係行政機関の長への通知 ○通知を受けた關係行政機関の長による該計画について内閣総理大臣への意見の申出		内閣総理大臣は、基本方針に適合していないときは、沖縄県知事に対し、変更を求めることができる(当該措置をとる必要がないと認めるときは、その旨の沖縄県知事への通知)		
														公表(努力)	計画の提出を受けた主務大臣による、その内容の關係行政機関の長への通知		主務大臣は、基本方針に適合していないときは、沖縄県知事に対し、変更を求めることができる		
									内閣総理大臣の認定	認定をしようとするときは、国土交通大臣の同意				内閣総理大臣による認定を旨の公示					
	関係市町村長の意見聴取													公表(努力)	計画の提出を受けた主務大臣による、その内容の關係行政機関の長への通知		主務大臣は、基本方針に適合していないときは、沖縄県知事に対し、これを変更を求めることができる		
	関係市町村長の意見聴取													公表(努力)	計画の提出を受けた主務大臣による、その内容の關係行政機関の長への通知		主務大臣は、基本方針に適合していないときは、沖縄県知事に対し、これを変更を求めることができる		
	関係市町村長の意見聴取													公表(努力)	計画の提出を受けた主務大臣による、その内容の關係行政機関の長への通知		主務大臣は、基本方針に適合していないときは、沖縄県知事に対し、変更を求めることができる		
	関係市町村長の意見聴取								内閣総理大臣の認定	認定をしようとするときは、關係行政機関の長への協議				内閣総理大臣による認定を旨の公示					
	関係市町村長その他の者の意見聴取(努力)													公表(努力)	交付金を充てる場合は、内閣総理大臣への提出				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																	
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等								
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他						
170	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（「子ども読書活動推進基本計画」）	子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第1項	政府																		
171	都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（「都道府県子ども読書活動推進計画」）	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項	都道府県																		
172	市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（「市町村子ども読書活動推進計画」）	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項	市町村																		
173	政府が司法制度改革に関し講ずべき措置について必要な計画（「司法制度改革推進計画」）	司法制度改革推進法（平成13年法律第119号）第7条第1項	政府				内閣総理大臣による案の作成														
174	水産基本計画	水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第1項	政府																		
175	政策評価に関する基本計画（「基本計画」）	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項	行政機関の長																		
176	事後評価の実施に関する計画（「実施計画」）	行政機関が行う政策の評価に関する法律第7条第1項	行政機関の長																		
177	政策の評価に関する計画	行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条第1項	総務大臣																		
178	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第6条第1項	環境大臣																		
179	区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。）におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第1項	都道府県又は政令で定める市																		
180	都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（「都道府県基本計画」）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項	都道府県																		
181	市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（「市町村基本計画」）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項	市町村																		
182	都道府県の区域内における高齢者の居住の安定確保に関する計画（「高齢者居住安定確保計画」）	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項	都道府県																		地方住宅供給公社による住宅の加齢対応改良事業の実施に関する事項については、当該公社の同意
183	原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（「振興計画」）	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第4条第3項	内閣総理大臣				都道府県知事による案の作成														
184	人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条	国																		
185	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（「最終処分計画」）	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第4条第1項	経済産業大臣																		
186	循環型社会の形成に関する基本的な計画（「循環型社会形成推進基本計画」）	循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条第1項	政府				環境大臣による案の作成														資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣との協議

計画策定過程										計画策定時				条例との関係			
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
												総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への提出				総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による、計画内容の閣内関係機関の長への通知	関係行政機関の長は、意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる
												総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への提出				総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による、計画内容の閣内関係機関の長への通知	関係行政機関の長は、意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる
												農林水産大臣への報告	公表				
						食料・農業・農村政策審議会の意見聴取							国会報告	公表			
	関係市町村長の意見聴取				公聴会その他その住民の意見を反映させるために必要な措置	環境基本法の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取								記載事項の公表(努力)			
	関係市町村長の意見聴取				公聴会その他その対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置						関係市町村長への通知			計画の概要の公告			
					公害対策会議の議を経る									公表			
					男女共同参画会議の意見聴取			内閣総理大臣の求めによる閣議の決定							公表		
															公表		
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定							公表		
															公表		
															公表		
	関係地方公共団体の意見聴取														公表		
	市町村の意見聴取	診療に関する学識経験者の団体の意見聴取										厚生労働大臣への提出					

計画策定過程										計画策定時						
意見聴取			意見処理		審議会等	議会	協議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等	条例との関係
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
		中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、その意見聴取(組織されていない場合は、経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項について商工会又は商工会議所の意見聴取)						内閣総理大臣の認定	○認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求める○認定をしようとするときは、一定の事項について、関係行政機関の同意○認定に関する処理期間(3月以内において速やかに)	中心市街地活性化に関する規制について法律等の規定の解釈についての関係行政機関の長等に対する事前請及び答	○内閣総理大臣による認定をした旨の当該市町村への通知○通知を受けた市町村による、都道府県及び意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所への当該認定を受けた計画の写しの送付		市町村による、認定を受けた計画の内容の公表			
	都道府県の意見聴取			被保険者の意見を反映させるために必要な措置							都道府県知事への提出					
											厚生労働大臣への提出					
												公表(努力)				
												国土交通大臣及び文部科学大臣への提出	公表			
													国土交通省令で定めるところによる計画を定めた旨の公告			
			土地等について権利を有する者等は、縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、意見書を提出することができる(都市計画において定められた事項を除く。)	意見書に係る意見を採択すべきであるときは事業計画に必要な修正を加え、採択すべきはその旨を意見書を提出した者に通知				事業計画において定めた設計の概要については、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可					国土交通省令で定めるところによる防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区等の公告			

意見聴取		計画策定過程						認定等手続			計画策定時				条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体 その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、告示、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
	沖縄県知事及び関係市町村の長の意見聴取(関係市町村の長が意見を申し出る場合には、駐留軍用地の所有者等の意見聴取)			意見提出							提出、届出、通知、送付等					
		市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見聴取										沖縄県知事への報告と沖縄県知事による内閣総理大臣への報告	公表(努力)			
	関係市町村の長の意見聴取(意見を述べようとするときは、計画に係る土地の所有者等の意見聴取)										関係市町村の長への通知	内閣総理大臣への報告	公表(努力)			
		電線共同溝の占用予定者の意見聴取														
													都道府県知事への報告	公表		
	関係市町村長からの意見聴取					環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取										公表(努力)
	関係都府県の意見聴取					案の提出を受けた都道府県による当該案の内容の十分な反映(努力)						主務大臣への報告	公表			
	関係都府県及び関係市町村の意見聴取															公表(努力)
						中央環境審議会の意見聴取										公表
																環境大臣の求めによる開議の決定

番号	計画名	根拠規定	策定者	状況把握、調査等	要請等	計画策定過程												
						計画案の作成等				協議				同意、承諾等				
						案の作成・提案	提案応答	計画案の縦覧等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他			
231	一定地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画(「公害防止計画」)	環境基本法第17条第1項	都道府県知事															
232	特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画(「基盤整備計画」)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成35年法律第72号)第4条第1項	その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村							一定事項について、都道府県知事への協議							農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意	
233	所有権移転等促進計画	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第8条第1項	基盤整備計画を作成した市町村														土地ごとに、所有権の移転等を要する者並びに当該土地について所有権等による権利等を有する者のすべての同意	
234	大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画(「整備計画」)	大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)第7条第1項	関係府県知事			大阪湾臨海地域において一定要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行うことができる	申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めたときは、その旨等を通知(開発地区として定めたときは、その旨を通知)		国土交通大臣を通じた主務大臣への協議				国土交通大臣を通じた主務大臣の同意(同意しようとするときは、国土交通大臣を通じた関係行政機関の長への協議)				同意整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うための促進協議会の組織	
235	都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本計画(「基本計画」)	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)第4条第1項	都道府県							関係市町村への協議								
236	実施計画	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第6条第1項	(政府)		外務大臣は、内閣総理大臣に対し、閣議の決定を求めよう要請することができる	国際平和協力本部による案の作成												
237	基本計画	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第6条第1項	指定を受けた地方拠点都市地域を区域とするすべての市町村又は関係市町村により組織される協議会等							都道府県知事への協議							都道府県知事の同意	
238	保護増殖事業計画	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第45条第1項	環境大臣及び保護増殖事業を行うおとすの国の行政機関の長															
239	保護増殖事業の事業計画	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第46条第2項	地方公共団体															
240	窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する計画(「窒素酸化物総量削減計画」)	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第7条第1項	都道府県知事						環境大臣への協議								計画に定められるべき事項について調査審議するための協議会の設置	
241	粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する計画(「粒子状物質総量削減計画」)	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第9条第1項	都道府県知事						環境大臣への協議								計画に定められるべき事項について調査審議するための協議会の設置	

意見聴取			計画策定過程						認定等手続			計画策定時				条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
														公表			
						農業委員会の決定を経る						公告をしようとするときは、その旨を都道府県知事に通知(承認を受けた計画について公告を行う場合を除く。)		農林水産省令・国土交通省令で定めるところによる所有権移転等促進計画を定めた旨の公告			
	関係市町村長の意見聴取	財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構その他必要と認められる学識経験のある者の意見聴取												公表(努力)			
													主務大臣への報告	公表(努力)			
								内閣総理大臣の求めによる閣議の決定					国会報告				
														公表(努力)			
						中央環境審議会の意見聴取								計画の概要の旨での公示及び計画の一般の閲覧			
									環境大臣の確認								
		協議会の意見聴取				協議を受けた環境大臣による公害対策審議会の意見聴取								窒素酸化物対策地域における事業活動等に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量等の公告			
		協議会の意見聴取				協議を受けた環境大臣による公害対策審議会の意見聴取								粒子状物質対策地域における事業活動等に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質の総量等の公告			

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時					条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
						労働政策審議会の意見聴取								計画の概要の公表			
													農林水産大臣への報告	公表			
				一定権利を有する者は、交換分合計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に都道府県知事にこれを申請することができる		○都道府県知事が農委委員会の同意を得ずして認可をしようとするときは、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて決定があつたときでなければ、認可をすることができない								都道府県知事による認可をした旨の公告			
					住民その他の関係者の意見を反映させるものとする												
					市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置(努力)							厚生労働大臣への提出					
					都道府県知事、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置(努力)								当該市の属する都道府県への提出				
	関係市町村の意見聴取		都府県は、その路線が2以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る鉄道事業法による鉄道事業を営しようとする者の意見聴取											公告			
	必要があるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見聴取					労働政策審議会の意見聴取								公表			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程															
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等						
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他				
250	関西文化学術研究都市の建設に関する計画（「建設計画」）	関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）第5条第1項	関係府県知事								国土交通大臣への協議					国土交通大臣の同意（同意しようとするときは、関係行政機関の長への協議）			
251	集落農業振興地域整備計画	集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条第1項	市町村								計画を定めようとする旨の公告及び当該計画の案の当該計画を定めようとする理由を記載した書面を添えた縦覧（公告の日からおおむね30日間の期間を定める）		都道府県知事への協議（市町村は、異議の申出がないとき等であれば、協議の申出をしない）			国有地を含めて計画区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省の長官の承認			
252	交換分合計画	集落地域整備法第11条第2項	市町村								都道府県知事による異議の申出に對する決定（縦覧期間満了後60日以内）								認可を申請しようとする計画により交換分合をすべき土地等について、所有権等による権利等を有する者のすべての同意
253	都道府県内の地域であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるものに係る地域雇用開発の促進に関する計画（「地域雇用開発計画」）	地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項	都道府県										厚生労働大臣への協議			厚生労働大臣の同意（同意しようとするときは、関係行政機関の長への協議）			
254	当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（「地域雇用開発計画」）	地域雇用開発促進法第6条第1項	市町村は単独で又は、都道府県は当該都道府県内の市町村と共同										厚生労働大臣への協議		「地域雇用開発協議会の設置	厚生労働大臣の同意（同意しようとするときは、関係行政機関の長への協議）			
255	事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継等に関する基本計画（「基本計画」）	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第19条第1項	運輸大臣																
256	半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画（「半島振興計画」）	半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項	関係都道府県								提案に基づき計画を変更するか否かについての通知（計画を変更しないこととするときは、その理由を明示）		主務大臣への協議（計画に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣に提出）	関係市町村への協議		主務大臣の同意（同意しようとするときは、関係行政機関の長への協議）			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程												
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		協議				同意、承諾等				
						案の作成・提案	提案応答	計画案の縦覧等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	
257	半島地域市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（「産業振興促進計画」）	半島振興法第9条の2第1項	半島地域市町村			改革に記載し、一定事業を実施しようとする者による産業振興促進計画を作成することの提案	提案に基づき計画を作成するか否かについて、当該提案をした者に通知（計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない）							計画に一定事業に関する事項を記載しようとするときは、その実施主体として定めようとする者の同意		
258	指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（「湖沼水質保全計画」）	湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項	都道府県知事（指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合には、関係都道府県知事がその協議によって定める）						環境大臣への協議			指定湖沼を管理する河川管理者との協議				
259	医療費適正化を推進するための計画（「全国医療費適正化計画」）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第8条第1項	厚生労働大臣		一定事項に関する情報について調査及び分析及びその結果の公表				関係行政機関の長への協議							
260	都道府県における医療費適正化を推進するための計画（「都道府県医療費適正化計画」）	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	都道府県		一定事項に関する情報について調査及び分析及びその結果の公表					関係市町村への協議						
261	自転車等の駐車対策に関する総合計画（「総合計画」）	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第7条第1項	市町村									一定事項については、自転車等駐車場の設置主体となる者（一定の者を除く）、設置協力鉄道事業者との協議	自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるための「自転車等駐車対策協議会」を置くことができる			
262	農用地利用集積計画	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項	基本構想について都道府県知事の同意を得た市町村		農業委員会、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、計画を定めるべきことを同意市町村の長に対し要請		同意市町村は、農地利用集積円滑化団体等が農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を助案									土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利等を有する者の全ての同意
263	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画（「地震対策緊急整備事業計画」）	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項	関係都道府県知事						内閣総理大臣への協議				内閣総理大臣の同意（同意をしようとするときは、関係行政機関の長との協議）			
264	明日香村歴史的風土保存計画	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第2条第1項	国土交通大臣				奈良県又は明日香村から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答		関係行政機関の長への協議							
265	明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第4条第2項	奈良県知事						国土交通大臣への協議				国土交通大臣の同意（同意する場合には、関係行政機関の長への協議）			
266	沿道整備道路における道路交通騒音の減少に関する計画（「道路交通騒音減少計画」）	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第7条の2第1項	沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会										「沿道整備協議会」を組織することができる			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程												
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等			
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	
267	沿道整備権利移転等促進計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条の2第1項	市町村		沿道地区計画の区域内の土地について所有権等を有する者等は、関係権利者のすべての同意を待たずして、計画を定めるべきことを要請することができる						一定の場合には、都道府県知事への協議					土地について権利の移転等を受ける者並びに当該土地等について、所有権等による権利等を有する者のすべての同意
268	地震防災基本計画	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第5条第1項	中央防災会議													
269	国際観光文化都市の整備に関する事業計画	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和52年法律第71号)第3条第1項	国際観光文化都市の長													
270	位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置に関する計画	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和52年法律第40号)第3条第1項	実施機関の長(駐留軍用地等以外の土地については内閣総理大臣、駐留軍用地等については防衛大臣)						内閣総理大臣及び防衛大臣は、計画の作成及び達成のために必要な事項について協議							
271	建設労働者(船員職業安定法に規定する船員を除く。)の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画(「建設雇用改善計画」)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第3条第1項	厚生労働大臣						関係行政機関の長との協議							
272	石油コンビナート等防災計画(「防災計画」)	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第31条第1項	石油コンビナート等防災本部及びその協議会		災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的調査、予測及び評価				調査、予測及び評価の結果に関する啓発活動及び広報活動(努力)							
273	緑地等の設置に関する計画	石油コンビナート等災害防止法第33条第1項	地方公共団体の長						主務大臣への協議							
274	住宅街区整備事業の事業計画	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第52条第1項	都府県又は市町村						公衆の縦覧(2週間)(あらかじめ、その事業計画を都府県知事に送付)							

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時					条例との関係		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等	
														計画を定めた旨の公告				
												指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関への通知	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表				
												主務大臣に提出することができる						
														計画の概要の公表				
														計画の要旨の公表				
												主務大臣への提出						
	関係地方公共団体の長(港務局長を含む。)の意見聴取																	
					利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都府県知事に意見書を提出することができる(都市計画において定められた事項を除く。)	都府県都市計画審議会が意見を採択すべきであると議決した場合には、自ら必要な修正を加え、又は市町村に対して必要な修正を加えるべきことを求め、意見を採択すべきでない場合においては、その旨を通知	都府県知事は、意見書の提出があった場合には、これを都府県都市計画審議会に付議			都府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都府県知事の認可				認可をした国土交通大臣又は都府県知事による、国土交通大臣にあっては関係市町村長への、都府県知事にあっては国土交通大臣及び関係市町村長への一定図書の写真の送付	事業計画を定めた都府県知事又は市町村長による施行者の事業施行期間、施行地区等の公告及び市町村長による一定図書の当該市町村の事務所における公衆の縦覧			

意見聴取			計画策定過程				計画策定時				条例との関係						
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理	審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続		提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等	
				利害関係者は、縦覧に供された換地計画について意見がある場合には、縦覧期間内に、施行者に意見を提出することができる	意見書を添付し、採択すべきであるときは換地計画に必要な修正を加え、その意見を採択すべきでないときはその旨を通知	○縦覧に供すべき計画を作成しようとする場合及び意見書の内容を審査する場合には、土地区画整理審議会の意見聴取 ○意見書が農地又は採採地に係る等の場合は、管轄する農業委員会の意見聴取			市町村の場合は、都府県知事の認可								
	都道府県知事の意見聴取			都道府県知事の意向が計画の案に十分に反映されるよう必要な措置	国土審議会の意見聴取		国土交通大臣の求めによる開議の決定						公表				
	市町村長の意見聴取			市町村長の意向が都道府県に十分に反映されるよう必要な措置	第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見聴取						都道府県計画について報告を受けた国土交通大臣による当該計画の関係行政機関の長への送付	国土交通大臣への報告	計画の公表(努力)				計画の送付を受けた関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができ、国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、助言又は勧告をすることができる
				公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置(努力)								都道府県知事への報告	計画の公表(努力)				
	市町村長の意見聴取			市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置	第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見聴取								計画の公表(努力)				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承認等							
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他					
282	道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設の整備に関する計画（公共用施設整備計画）	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項	都道府県知事							主務大臣への協議							主務大臣の同意（同意しようときは、関係行政機関の長への協議）			
283	住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業（公共用の施設の整備を除く。）で政令で定めるものに関する計画（「利便性向上等事業計画」）	発電用施設周辺地域整備法第10条第1項	都道府県知事							主務大臣への協議							主務大臣の同意（同意しようときは、関係行政機関の長への協議）			
284	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（「基本計画」）	沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項	都道府県																	
285	水源地域整備計画	水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4条第1項	国土交通大臣			都道府県知事は、水源地域の指定の公示があったときは計画の案を作成し、所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出	国土交通大臣は、提出された案に基づき、計画を決定			計画の案の提出を受けた国土交通大臣による関係行政機関の長への協議										
286	瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（「基本計画」）	瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第3条第1項	政府																	
287	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（「府県計画」）	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条第1項	関係府県知事							環境大臣への協議（協議を受けた環境大臣による関係行政機関の長への協議）										
288	都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（「動物愛護管理推進計画」）	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条第1項	都道府県														動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる			
289	市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「基本計画」）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項	市町村															一定事項について、都道府県知事との協議		一定事項について、都道府県知事の同意

意見聴取		計画策定過程							計画策定時					条例との関係			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
	指定された発電用施設の設置が予定されている地点が属する市町村及びこれに隣接する市町村の長の意見聴取	公共用施設整備計画に基づく事業を行うこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見聴取	都道府県知事は、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、その計画に関し意見を述べることができる														
	当該周辺地域に含まれる区域を管轄する市町村長の意見聴取	利便性向上等事業計画に基づく事業を行うこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見聴取	都道府県知事は、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及びその計画に関し意見を述べることができる														
		海区漁業調整委員会の意見聴取												公表(努力)			
	水源地域整備計画の案を作成しようとする都道府県知事による、計画に基づく事業を実施することとなるべき公共団体の長の意見聴取	計画の案を作成しようとする都道府県知事による、計画に基づく事業を実施することとなるべき公共団体の長の意見聴取												国土交通省令で定めるところによる公示			
	関係府県知事の意見聴取					中央環境審議会の意見聴取								公表			
														公表(努力)			
	関係市町村の意見聴取													公表(努力)			
						公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置(努力)						都道府県知事への通知		公表(努力)			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																		
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等									
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他							
290	緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画 〔「緑地保全計画」〕	都市緑地法第6条第1項	都道府県(市の区域内にあつては、当該市)																			
291	住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画〔「避難施設緊急整備計画」〕	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第3条第1項	関係都道府県知事							内閣総理大臣への協議										内閣総理大臣の同意(同意しようとするときは、関係行政機関の長との協議)		
292	避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画〔「防災農産施設整備計画」〕	活動火山対策特別措置法第8条第1項	都道府県知事																			
293	避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画〔「防災林業経営施設整備計画」〕	活動火山対策特別措置法第8条第2項	都道府県知事																			
294	避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画〔「防災漁業経営施設整備計画」〕	活動火山対策特別措置法第8条第3項	都道府県知事																			
295	集団移転促進事業の実施に関する計画〔「集団移転促進事業計画」〕	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条第1項	市町村							国土交通大臣への協議(都道府県知事を経由して、国土交通大臣に提出)(経微な変更については、都道府県知事を経由して、届出)									国土交通大臣の同意(同意しようとするときは、関係行政機関の長との協議)			
296	石油パイプライン基本計画	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第3条第1項	経済産業大臣及び国土交通大臣																			
297	土地整理に関する施行計画	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第22条	施行者(地方公共団体)							公衆の縦覧(2週間)(市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない)										施行計画又はその変更のある根幹的施設を管理する者となるべき者への協議		

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時				条例との関係		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等		提出等後の手続	意見、申出等
						都道府県にあっては関係町村及び都道府県都市計画審議会の、市にあっては市町村都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会)の意見聴取						都道府県にあっては、関係町村への通知		公表			
	関係市町村長の意見聴取																
	関係市町村長の意見聴取	関係農業団体の意見聴取											農林水産大臣への報告				
	関係市町村長の意見聴取	関係林業団体の意見聴取											農林水産大臣への報告				
	関係市町村長の意見聴取	関係漁業団体の意見聴取											農林水産大臣への報告				
				都道府県知事は、計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる	移転促進区域内の住民の意向を尊重												
関係行政機関の長の意見聴取	関係都道府県知事の意見聴取			関係市町村長は、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる									計画の告示				
				利害関係者は、縦覧期間満了の日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書提出することができる(都市計画において定められた事項を除く。)	都道府県都市計画審議会が採択すべきである場合においては、自ら必要な修正を加え、又は市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、採択すべきでない場合においては、その旨を通知	意見書があった場合における都道府県知事による都道府県都市計画審議会への付議			施行計画において定める設計の概要については、都道府県にあっては国土交通大臣の、その他にあっては都道府県知事の認可	認可をし国土交通大臣による関係市町村長、都道府県知事による国土交通大臣及び市町村長への施行地区等及び設計の概要を表示する図書の送付			○施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項の公告 ○市町村長による一定図書の当該市町村の事務所における公衆の縦覧				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程														
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等					
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他			
298	換地計画	新都市基盤整備法第30条第1項	施行者 (地方公共団体)						公衆の縦覧(2週間)									
299	処分計画	新都市基盤整備法第44条第1項	施行者 (地方公共団体)							都道府県にあっては国土交通大臣への協議	市町村にあっては都道府県知事への協議	計画又はその変更に関する関係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者への協議		都道府県にあっては国土交通大臣の同意	市町村にあっては都道府県知事の同意			
300	土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画	新都市基盤整備法第49条第1項	施行者 (地方公共団体)															
301	原生自然環境保全地域に関する保全計画(原生自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画)	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項	環境大臣															
302	自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画)	自然環境保全法第23条第1項	環境大臣						計画の決定及び変更をしようとする旨の公告並びにその案の公衆の縦覧(当該公告の日から2週間)									
303	生態系維持回復事業に関する計画(「生態系維持回復事業計画」)	自然環境保全法第30条の2第1項	環境大臣及び生態系維持回復事業を行うとする国の機関の長															
304	労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(「労働災害防止計画」)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第6条第1項	厚生労働大臣															
305	農村地域工業等導入基本計画(都道府県における農村地域への工業等の導入に関する基本計画)	農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第4条第1項	都道府県							農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣への協議				農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣の同意(同意をしようとするときは、関係行政機関の長への協議)				
306	農村地域工業等導入実施計画(農村地域内の一定の地区への工業等の導入に関する実施計画)	農村地域工業等導入促進法第5条第1項	市町村							都道府県知事への協議				都道府県知事の同意				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																
				状況把握、調査等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議				同意、承諾等								
					要請等	案の作成・提案		提案応答	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他					
307	農村地域工業等導入実施計画(農村地域内の一定の地区への工業等の導入に関する実施計画)	農村地域工業等導入促進法第5条第1項及び第2項	都道府県	計画を定める場合における工業等導入地区の選定については、工場立地法第2条の規定による工場適地の調査の成果を参酌																
308	職業指導及び職業紹介等の措置が効果的に関連して実施されるための計画	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第23条第1項	厚生労働大臣																	
309	特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他これらの者の雇用の促進するため必要な事項に関する計画	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第29条	厚生労働大臣																	
310	沿岸水産資源開発計画	海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条第1項	都道府県	開発区域及びその周辺の水域における水質その他の水の状況及び水底の底質の悪化の状況の監視(努力)																
311	中央卸売市場の整備を図るための計画(「中央卸売市場整備計画」)	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第5条第1項	農林水産大臣						関係地方公共団体への協議					「中央卸売市場開設運営協議会」を置くことができる						
312	都道府県における卸売市場の整備を図るための計画(「都道府県卸売市場整備計画」)	卸売市場法第6条第1項	都道府県						都道府県の区域内の指定都市への協議											
313	中央卸売市場の事業計画	卸売市場法第9条第1項	都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの等に該当する地方公共団体																	
314	農用地土壌汚染対策計画(「対策計画」)	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和49年法律第139号)第5条第1項	都道府県知事						農林水産大臣及び環境大臣への協議					農林水産大臣及び環境大臣の同意						

計画策定過程												計画策定時				条例との関係	
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
	関係市町村の意見聴取					労働政策審議会の意見聴取						主務大臣及び関係市町村への計画書（変更した場合は、当該変更後の実施計画書の写しの送付		計画の概要の公表（努力）	農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣による、実施計画書の写しの内容の関係行政機関の長への通知	関係行政機関の長は、水産大臣、農林大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、当該実施計画に意見を述べることができる	
	関係市町村の意見聴取													計画の概要の公表			
						食料・農業・農村政策審議会の意見聴取								計画の内容の公表			
												農林水産大臣への提出		計画の内容の公表			
									農林水産大臣の認可								
	関係市町村長の意見聴取					環境基本法の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取							関係市町村長への通知	計画の概要の公告			

計画策定過程												計画策定時				条例との関係		
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈手続							
												指定行政機関の長(指定行政機関が委員会である場合)については、指定行政機関)及び都道府県知事への通知	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表				
												都道府県知事への通知	内閣総理大臣への報告					
												都道府県の区域内の市町村の長への通知	内閣総理大臣及び指定行政機関の長への報告	計画の要旨の公表				
												都道府県の区域内の市町村の長への通知	内閣総理大臣及び指定行政機関の長への報告					
	市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見聴取												都道府県知事への報告	計画の要旨の公表(努力)				
													都道府県知事への報告					
	必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見聴取													計画の概要の公表(努力)				
	国家行政組織法第8条に規定する機関で政令で定めるものの意見聴取													計画の要旨の公表				
						障害者政策委員会の意見聴取		内閣総理大臣の求めによる閣議の決定						国会報告	計画の要旨の公表			
						第36条第1項の合議制の機関の意見聴取								議会報告	計画の要旨の公表			
						この法律の合議制の機関を設置している場合にあつては、その意見を、その他の場合にあつては、障害者その他の関係者の意見聴取								議会報告	計画の要旨の公表			

計画策定過程															計画策定時			条例との関係	
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続								
	関係地方公共団体の意見聴取				国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答									公表			公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から30日以内に、国土交通大臣に意見を申し出ることができる（国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない）		
	つくば市長の意見聴取														国土交通大臣への通知及び国土交通大臣による関係行政機関の長への送付		公表（努力）		
	千葉県知事による関係市町村の長の意見聴取														総務大臣による千葉県知事への通知				
					住民の意見を反映させるために必要な措置（努力）												公表（努力）		
										国土交通大臣の認定							国土交通大臣による認定をした旨の公示		
	関係行政機関の長の意見聴取	都道府県知事の意見聴取																計画の概要の公表	
					事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置（努力）													計画の概要の公表（努力）	

計画策定過程										計画策定時			条例との関係		
意見聴取			意見処理		認定等手続			提出、届出、通知、送付等							
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
				市町村の住民は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができ、農用地区域内にある土地に権利を有する者は、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に申し出ることができる	異議の申出を受けたときに、縦覧期間満了後60日以内の決定								計画を定めた旨の公告(提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告)並びに当該農振興地域整備計画書又はその写しの市町村の事務所における縦覧		
													計画を定めた旨の公告(提出された意見書の要旨及びその処理の結果を併せて公告)及び当該農振興地域整備計画書の写し又はその写しの当該都道府県の事務所における縦覧		
									都道府県知事の認可						
				当該事業に係る土地等について権利を有する者等は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、意見書を提出することができる(都市計画において定められた事項を除く。)	意見書に係る意見を採択すべきときは事業計画に必要となる修正を加え、採択すべきでないときはその意見を提出した者に通知				事業計画において定めた設計の概要については、都道府県にあっては国土交通大臣、市町村にあっては都道府県知事の認可			認可をした国土交通大臣による関係都道府県知事及び関係市町村長への、都道府県知事による国土交通大臣及び関係市町村長への一定図書の写しの送付並びに市町村長による一定図書の当該市町村の事務所における公衆の縦覧	市街地再開発の種類及び名称、事業施行期間、施行地区等の公告		
				施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関する権利を有する者等は、縦覧期間内に、権利変換計画について施行者に意見書を提出することができる	意見書に係る意見を採択すべきときは、権利変換計画に必要となる修正を加え、その意見を採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知	計画を定め、又は変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしない場合を除く。)は、審査の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない			都道府県にあっては国土交通大臣、市町村にあっては都道府県知事の認可			認可を受けたとき等における、施行者による施行地区を管轄する登記所への、権利変換期日等の通知及び関係権利者間の関係事項の書面での通知	施行者による、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について軽微な変更をした旨の公告		

番号	計画名	根拠規定	策定者	状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画策定過程				同意、承諾等				
						案の作成・提案	提案応答	計画案の縦覧等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	
347	管理処分計画	都市再開発法(118条の6第1項)	施行者(地方公共団体)					○縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間の並びに施行地区内の土地等に関し権利を有する者等へのこれらの事項の通知(○公衆の縦覧(2週間))								
348	市町村又は都道府県の定める都市計画	都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項	市町村又は都道府県	都道府県による都市計画に関する基礎調査としての人口規模、産業分類別就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査	市町村は、必要と認めるときは、都道府県に対し、都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる	一定規模以上の土地の所有権又は建物の所有を目的とする借地権を有する者、まちづくりの推進を図る活動を行う特定非営利活動法人等による提案	提案を踏まえ、都市計画の決定又は変更を要する必要があると認めるときは、その案の作成及び当該提案に係る案の都道府県都市計画審議会(当該市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村都市計画審議会)への提出	○都市計画を決定しようとする公告 ○都市計画の案の、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えた公衆の縦覧(当該公告の日から2週間)	都道府県が国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣との協議	都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域外都市施設に関するものを含む。地区計画等)に一定事項に限る。)を決定しようとするときは、都道府県知事への協議			都道府県が国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣の同意	町村にあっては、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域外都市施設に関するものを含む。地区計画等)に一定事項に限る。)を決定しようとするときは、都道府県知事の同意	○特定街に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意 ○都市事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意	
349	国土交通大臣の定める都市計画	都市計画法第22条第1項	国土交通大臣及び市町村	都道府県による都市計画に関する基礎調査としての人口規模、産業分類別就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査	市町村は、必要と認めるときは、国土交通大臣に対し、国土交通大臣が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる	都道府県が策定する案及び港地区に関する都市計画の案については、港湾管理者が申し出た案に基づく	○都市計画を決定しようとする公告 ○都市計画の案の縦覧(当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添え、公告の日から2週間)	一定事項については、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣、都市施設の設定又は経営等に関する国が行政機関の長への協議		一定事項については、都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意			都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意			
350	指定ばい煙総量削減計画	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項	都道府県知事						一定部分について、環境大臣の協議							
351	消費者政策の推進に関する基本的な計画(「消費者基本計画」)	消費者基本法(昭和43年法律第78号)第9条第1項	政府			消費者政策会議による案の作成							内閣府への消費者政策会議の設置			
352	空港周辺整備計画	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第9条の3第2項	周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事(当該都道府県知事が2以上あるときは、共同)						国土交通大臣への協議(当該周辺整備空港の設置者が国土交通大臣であるときを除く。)		周辺整備空港の設置者との協議			国土交通大臣の同意(当該周辺整備空港の設置者が国土交通大臣であるときを除く。)		周辺整備空港の設置者の同意
353	保全区域整備計画	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第3条第1項	関係府県知事						関係市町村長との協議							

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時				条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等
				<p>施行地区内の土地又は土地に定着する物に関する権利を有する者等は、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる</p> <p>意見書に係る意見を採択すべきであるときは、計画に必要となる修正を加え、その意見を採択すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書に提出し、通知</p>	<p>計画を定め、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地開発審査会の議決を経る</p>			<p>都道府県にあっては国土交通大臣、市町村にあっては都道府県知事の認可</p>			<p>施行者による関係権利者の事項での通知</p>		<p>施行者による、管理処分計画若しくはその変更の認可を受け、又は軽微な変更をした旨の公告</p>			
	都道府県にあっては、関係市町村の意見聴取	<p>○地区計画等の案は、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める関係者による意見を求めて作成</p> <p>○遊休土地転換利用促進地区の案については、土地に関する権等を有する者の意見聴取</p>		<p>○提出された意見書の要旨の市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会への提出について、意見書を提出することができる</p>	<p>市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が設置されていないときは、当該市町村の存在する都道府県都市計画審議会）又は都道府県都市計画審議会の議決を経る</p>								<p>○都市計画を決定した旨の告示</p> <p>○都道府県知事及び市町村長による関係図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法による公衆の縦覧</p>			<p>都道府県又は市町村が、住民に係る都市計画の決定の事項（都市計画法の都市計画の決定の事項に規定しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない</p>
	関係市町村の意見聴取			<p>○関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、国土交通大臣に、意見書を提出することができる</p> <p>○厚生労働大臣は、必要があるときは、一定事項に關し国土交通大臣に意見を述べることができる</p>	<p>国土交通大臣による提出された意見書の要旨の都道府県都市計画審議会への提出</p>								<p>○都市計画を決定した旨の告示</p> <p>○都道府県知事及び市町村長による、関係図書又はその写しの当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法による公衆の縦覧</p>			
	関係市町村長の意見聴取				<p>環境基本法の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見聴取</p>								<p>一定事項の公表（努力）</p>			
							内閣総理大臣の求めによる閣議の決定						<p>公表</p>			
													<p>公表（努力）</p>			
											<p>国土交通大臣への通知及び国土交通大臣による関係行政機関の長への送付</p>		<p>公表（努力）</p>			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程											
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		協議				同意、承諾等			
						案の作成・提案	提案応答	計画案の縦覧等	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他
354	都市整備区域建設計画	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)第3条第1項	関係県知事						国土交通大臣への協議(国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議)	関係市町村長との協議		中部圏開発整備法により設置された中部圏開発整備地方協議会の意見聴取	国土交通大臣の同意		
355	都市開発区域建設計画	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条第1項	関係県知事						国土交通大臣への協議(国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議)	関係市町村長との協議		中部圏開発整備法により設置された中部圏開発整備地方協議会の意見聴取	国土交通大臣の同意		
356	保全区域整備計画	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条第1項	関係県知事							関係市町村長との協議		中部圏開発整備法により設置された中部圏開発整備地方協議会の意見聴取			
357	船員災害防止基本計画	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)第6条第1項	国土交通大臣												
358	船員災害防止実施計画	船員災害防止活動の促進に関する法律第7条第1項	国土交通大臣												
359	旧慣使用林野整備に関する計画	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第19条	市町村長												計画において定められた事項のうち所有権等を取壊さるべき旧慣使用に係る部分については、それらの者の同意
360	施行計画	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第25条第1項	施行者(地方公共団体)								計画又はその実行に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者等への協議				
361	処分計画	流通業務市街地の整備に関する法律第25条第1項	地方公共団体						都道府県にあっては、国土交通大臣への協議	都道府県以外の地方公共団体にあっては、都道府県知事への協議	關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者等への協議	都道府県にあっては、国土交通大臣の同意	都道府県以外の地方公共団体にあっては、都道府県知事の同意		
362	指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画(「生産出荷近代化計画」)	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条第1項	野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事												
363	中部圏開発整備計画(中部圏の開発とその均衡ある発展を図るため必要な中部圏の開発及び整備に関する計画)	中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)第11条第3項	国土交通大臣			関係県の協議による、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経た中部圏開発整備計画の案の作成及び国土交通大臣への提出		計画は、関係県から提出された案に基づいて作成	関係行政機関の長への協議		中部圏の開発及び整備に関する重要事項を調査審議するための「中部圏開発整備地方協議会」の設置				
364	近郊緑地の保全に関する計画(「近郊緑地保全計画」)	首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第4条第1項	国土交通大臣						環境大臣との協議						

計画策定過程										計画策定時				条例との関係		
意見聴取			意見処理		認定等手続			提出、届出、通知、送付等		報告等		提出等後の手続	意見、申出等			
大臣、行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
						協議に際しての国土交通大臣による国土審議会の意見聴取						同意をした国土交通大臣による関係行政機関の長への送付		公表(努力)		
						協議に際しての国土交通大臣による国土審議会の意見聴取						同意をした国土交通大臣による関係行政機関の長への送付		公表(努力)		
												国土交通大臣への通知及び国土交通大臣による関係行政機関の長への送付		公表(努力)		
						交通政策審議会の意見聴取								公表		
						交通政策審議会の意見聴取								公表		
		○すべての旧慣使用権者の意見聴取 ○すべての旧慣使用権者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認				認可を申請しようとする場合には当該市町村の議会(当該旧慣使用林野が、議会又は総会が設けられている財産区の所有に属する場合には、当該財産区の議会又は総会)の議決を経る			都道府県の認可(申請には、入会林野の所在地を管轄する市町村長の意見書等を添付)	○市町村長、農業委員会又は行政機関の意見聴取 ○計画において旧慣使用権者が金銭を支払うべきこととされるときは、当該金銭の供託等その支払を確実にするための措置			認可をした都道府県知事による当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面の管轄登記所への送付	都道府県知事による認可をした旨の公告		
													都道府県にあっては国土交通大臣への、その他の者にあっては都道府県知事への届出			
	関係市町村の意見聴取	農林水産省令で定める農業団体等の意見聴取										農林水産大臣への提出		計画の概要の公表(努力)		
	国土交通大臣は、中間開発整備計画が関係県から提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴取				国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答	国土審議会の意見聴取								公表		公表された事項に関し利害関係者を有する者は、公表の日から30日以内に、国土交通大臣に意見を申し出ることができる(国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない)
関係行政機関の長の意見聴取	関係都県の意見聴取				国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答	国土審議会の意見聴取								公表		

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																		
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の経覧等	協議			同意、承諾等										
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他							
365	特定交通安全施設等整備事業の実施計画（「実施計画」）	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第5条第1項	都道府県公安委員会及び道路管理者																			
366	歴史的風土の保存に関する計画（「歴史的風土保存計画」）	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第5条第1項	国土交通大臣								関係行政機関の長への協議											
367	山村振興に関する計画	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項	主務大臣	振興山村の指定及び振興山村の振興に関する基本的な指針の勧告のために必要な調査							都道府県知事の申請											
368	振興山村に係る山村振興に関する計画（「山村振興計画」）	山村振興法第8条第1項	振興山村の区域を管轄する市町村			産業振興施策促進事項に密接な関係の有する者による、同意を得た山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することの提案	提案に基づき計画に当該事項を記載するか否かについての当該提案をした者への通知（記載しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない）				計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、当該産業振興施策促進事項についての国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣への協議	都道府県への協議					一定事項を記載しようとするときは、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の同意（同意をしようとするときは、関係行政機関の長の同意）	都道府県の同意		一定事業の内容及び実施主体に関する事項を記載しようとするときは、その実施主体として定めようとする者の同意		
369	森林・林業基本計画	森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項	政府			一定事業を実施しようとする者及び事項に密接な関係の有する者による一定事項を計画に記載することの提案																
370	近郊整備区域建設計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項	関係府県知事								国土交通大臣への協議							国土交通大臣の同意（同意をしようとするときは、関係行政機関の長への協議）				
371	都市開発区域建設計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条第1項	関係府県知事								国土交通大臣への協議							国土交通大臣の同意（同意をしようとするときは、関係行政機関の長への協議）				
372	工業団地造成事業に関する施行計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第24条第1項	施行者（地方公共団体）															関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者への協議				
373	造成敷地等の処分及び管理に関する計画（「処分管理計画」）	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第25条第1項	施行者（地方公共団体）															関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者への協議				

計画策定過程													計画策定時				条例との関係	
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
	関係地方公共団体の意見聴取				国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答	社会資本整備審議会の意見聴取								官報で公示				
						国土審議会の意見聴取												
												国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣への提出(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知)				通知を受けた関係行政機関の長は、当該計画(一定事項に係る部分を除く。)についてその意見を主務に申し出ることができ		
						林政審議会の意見聴取							国会報告	公表				
						国土交通大臣が同意をしようとするときは、国土審議会の意見聴取												
						国土交通大臣が同意をしようとするときは、国土審議会の意見聴取												
												府県にあっては国土交通大臣への、その他の者には府県知事への届出						
												国土交通大臣への届出				国土交通大臣は、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律等の趣旨に照らして必要があるときは、当該計画の変更を求めることができ		

意見聴取			計画策定過程				認定等手続			計画策定時				条例との関係				
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見処理 意見反映措置	審議会等	議会	開議	認定等	認定等 手続	法令解釈 事前 確認手続	提出、届 出、送付 等	報告等		公表、公 告、公 告等	提出等 後の手 続	意見、申 出等	
					○母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置 ○インターネットの利用 ○その他厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めること ○その他の住民の意見を反映させるために必要な措置(努力)	都道府県児童福祉審議会又は地方社会福祉審議会、市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法に規定する機関 その他 その母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見聴取												
	都道府県知事(政令で指定する市の市長を含む。)の意見を求める					中小企業政策審議会の意見聴取						都道府県知事への通知		計画の要旨の公表				
													経済産業大臣への届出					
												都道府県にあっては国土交通大臣への、その他の者には都道府県知事への届出						
	都道府県知事の意見聴取											都道府県知事への届出						
												厚生労働大臣への届出						
	関係府県、関係指定都市の意見聴取				国土交通大臣は、関係府県及び関係指定都市から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するとともに、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見に基づく必要な措置について、適切な考慮を払わなければならない	国土審議会の意見聴取								公表			公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から30日以内に、国土交通大臣に意見を申し出ることができる(国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない)	
	関係都道府県の意見聴取					国土審議会の意見聴取		国土交通大臣の求めによる開議の決定				関係都道府県への通知		公示				

意見聴取			計画策定過程					計画策定時					条例との関係				
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等		報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
				意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
							市町村議会の議決										通知を受けた関係各庁の長は、計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる
	関係道府県知事の意見聴取					国土審議会の意見聴取		開議の決定を経る					関係道府県知事への通知	公示			
													国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣への提出並びにこれら大臣による計画の内容の関係行政機関の長への通知				
			国土交通大臣は、提出された事業計画について必要な調整を行うものとする										国土交通大臣への提出				
													指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関への通知	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表		
													都道府県知事及び関係指定公共機関への通知	内閣総理大臣への報告	計画の要旨の公表		
													計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告	計画を作成し、又は修正したときは、速やかに、その要旨を公表		報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聴くものとし、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる	

意見聴取			計画策定過程					認定等手続			計画策定時				条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等		提出等後の手続
													都道府県知事への報告	計画の要旨の公表		報告を受けた都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる
													内閣総理大臣への報告	計画の公表		報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる
													都道府県知事への報告	計画の公表		報告を受けた都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる
	関係都道府県知事の意見聴取					国土審議会の意見聴取		開議の決定を経る						計画の公示		
			鉄道事業者及び道路管理者は、協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、国土交通大臣に裁定を申請することができ、裁定をした場合、当該協議が成立したものとみなす					道路管理者は、国土交通大臣に意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあっては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあっては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経る					国土交通大臣への提出(立体交差化計画等(鉄道事業者及び都道府県又は指定市である道路管理者が行うものを除く。)は、都道府県知事経由)			
		当該踏切道に係る鉄道事業者の意見聴取														
		果樹農業に関し学識経験者を有する者の意見聴取											農林水産大臣への提出	計画の公表		
													厚生労働大臣への通報			

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程												
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議			同意、承諾等				
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	
400	住宅地区改良事業の事業計画	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第5条第1項	施行者(市町村又は都道府県)						○国土交通大臣への協議(市町村にあっては、都道府県を通過した協議) ○関係のある地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関への協議	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他
401	工業団地造成事業に関する施行計画	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)第18条第1項	地方公共団体													
402	造成敷地等の処分及び管理に関する計画(「処分管理計画」)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第19条第1項	地方公共団体													
403	施設整備基本計画	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第11条第1項	文部科学大臣													
404	地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項	地方公共団体													
405	下水道の整備に関する総合的な基本計画(「流域別下水道整備総合計画」)	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2第1項	都道府県						2以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等の全部又は一部についての計画を定めようとするときは、国土交通大臣への協議(国土交通大臣は、環境大臣に協議)							
406	公共下水道の事業計画	下水道法第4条第1項	公共下水道管理者						都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画等)にあっては、国土交通大臣への協議(一定の場合は、当該協議は不要)							

計画策定過程										計画策定時					条例との関係		
意見聴取			意見処理				認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	届出等手続	意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
														事業計画を定めた旨の告示及び告示した旨の改良地区内の適当な場所への掲示			
												都県にあっては国土交通大臣への、その他の者にあっては都県知事への届出					
											国土交通大臣への届出		国土交通大臣は、届出があった場合において、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律等の趣旨に照らして必要が認めるときは、当該計画の変更を求めることができる				
													公表				
												交付金を受ける場合には、文部科学大臣への届出(市町村(特別区を含む。))にあっては、都道府県の教育委員会を経由)		公表			
	○関係市町村の意見聴取 ○2以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等の全部又は一部についての計画を定めようとするときは、関係都府県及び関係市町村の意見聴取																
協議を受けた国土交通大臣は、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴取												都道府県である公共下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において計画を定めるときは、国土交通大臣に届出			届出を受けた国土交通大臣は、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知		

意見聴取		計画策定過程							計画策定時					事例との関係							
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等				
				意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続										
		○都道府県公安委員会の意見聴取 ○関係のある道路管理者(国土交通大臣)が維持を行う道路にあっては、国土交通大臣の意見聴取																			
	関係都道府県(指定都市)の区域内における整備計画にあっては、当該指定都市の意見聴取					一定事項について、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る									高速自動車国道の区域の決定及び公示並びにこれを表示した図面の縦覧						
	関係都道府県(指定都市)の区域内における整備計画にあっては、当該指定都市の意見聴取					一定事項について、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る															
						国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る									公表					公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から30日以内に、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる(国の行政機関の長は、これをしなくても、必要な措置を採らなければならない)	
	関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見聴取					関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経る									計画を作成し、変更し、又は廃止した旨の關係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者への通知				計画を作成し、変更し、又は廃止した旨の公示		
						薬事・食品衛生審議会の意見聴取									公表						
															厚生労働大臣への提出					公表(努力)	
						薬事・食品衛生審議会の意見聴取									公表						

計画策定過程												計画策定時			条例との関係	
意見聴取			調整等	意見処理			認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等						認定等手続	法令解釈事前確認手続
	関係市町村長の意見聴取	○関係海岸管理者の意見聴取 ○必要があると認めるときは、海岸に關し学識経験を有する者の意見聴取		関係海岸管理者による、必要があると認めるときにおける、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置							主務大臣への提出		公表			
関係行政機関の長の意見聴取	関係都県の意見聴取			国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする	国土審議会の意見聴取								公表		公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から30日以内に、国土交通大臣に意見を申し出ることができる（国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない）	
				○奄美群島市町村による住民の意見を反映させるために必要な措置（努力） ○鹿児島県は、案の提出を受けたときは、当該案の内閣府までできる限り反映（努力）										公表（努力）		
	奄美群島市町村その他の関係者の意見聴取（努力）										交付金を充てる場合には、事業所管大臣への提出			公表（努力）		
								主務大臣の認定							主務大臣による認定をした旨の公示	
				都道府県知事は、都道府県都市計画審議会が意見書に係る意見書を選挙すべきであるとして議決した場合には、自ら必要な修正を採択すべきでないとして議決した場合には、その旨を通知	都道府県知事による、意見書の提出があった場合には、都道府県都市計画審議会への付議			事業計画において定める設計の概要について、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可			認可をした国土交通大臣による関係市町村長への、都道府県知事による国土交通大臣及び関係市町村長への、施行地区等及び設計の概要を公示する図書の写真の送付			施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他の国土交通省令で定める事項の公告及び市町村の事務所における公表の縦覧		

計画策定過程													計画策定時				条例との関係		
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続								
				利害関係者は、意見書を提出することができる(都市計画において定められた事項を除く。)	意見書に係る意見を採択すべきであるときは、必要は修正を加え、その意見を採択すべきでないときは、その旨を通知	意見書の内容を審査しようとするに於ける、施行地区となるべき区域の属する都道府県に置かれる都道府県都市計画審議会の意見聴取													
				利害関係者は、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる	施行者は、意見書に係る意見を採択すべきであるときは必要は修正を加え、その意見を採択すべきでないときはその旨を通知	○縦覧に供すべき計画を作成しようとする場合等に於ける土地区画整理審議会の意見聴取 ○意見書が農地に係る等の場合には、管轄する農業委員会の意見聴取				施行者が市町村であるときは、都道府県知事の認可									
													一定部分について、農林水産大臣への報告	公表(努力)					
													一定部分について、都道府県知事への報告	公表(努力)					
	区域内にある市町村の意見聴取	区域内にある農業協同組合等及びその区域内において乳業を行う者の意見聴取											集約酪農地域としての指定の申請をするには、農林水産大臣への提出						
														公表					
						交通政策審議会の議を経る			内閣の承認				関係港湾管理者に対する当該港湾に係る整備計画の通知						
					離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるための必要な措置								○主務大臣への提出 ○計画の内容の関係市町村への通知					○計画の提出があつた場合における主務大臣によるその内容の関係行政機関の長への通知 ○関係行政機関の長は、その意見を主務大臣に申し出ることができる	

計画策定過程												計画策定時					条例との関係
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等	提出等手続	意見、申出等	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
	難島関係市町村等の意見聴取											交付金等を充てる場合には、等所管大臣への提出					
	その事業により電気の導入がされることとなる地域を管轄する市町村長の意見聴取											農林水産大臣への提出					
	農林水産大臣にあっては、保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見聴取（意見を述べようとする都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見聴取）					都道府県知事にあっては、保護水面に応じて海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見聴取											
						水産政策審議会の意見聴取						国立研究開発法人水産総合研究センターへの通知		公表			
	都道府県知事の意見聴取					林政審議会の意見聴取		開議の決定を経る				環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事への通知		計画の概要の公表			
	都道府県知事の意見聴取					林政審議会の意見聴取		開議の決定を経る				関係行政機関の長及び都道府県知事への通知		計画の概要の公表			
森林計画の区域内に国有林があるときは、併せて関係森林管理局長の意見聴取	縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、関係市町村長の意見聴取			縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる	都道府県森林審議会の意見聴取場合には、申立てがあった旨を都道府県森林審議会に提出	縦覧期間満了後における都道府県森林審議会の意見聴取						○関係市町村長への通知 ○一定事項については、農林水産大臣への届出	農林水産大臣への報告	公表（申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表）			
	縦覧期間満了後、当該森林計画の案について、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見聴取			縦覧期間満了の日までに、当該森林管理局長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる										公表（申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表）			

意見聴取			計画策定過程						計画策定時					各例との関係			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等		公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等
				意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続						
	森林及び林業に関する学識経験を有する者の意見聴取	森林計画の区域内に国有林があるときにおける、縦覧期間満了後の、必要に応じた、関係森林管理局長の意見聴取		縦覧期間満了の日までに、市町村の長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる											公表(申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表)		
				縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる											公表(申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表)		
				計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる	縦覧期間満了後、申立てがあった意見の要旨を付して、関係都道府県知事、関係市町村長及び一定事項に關し学識経験を有する者の意見を聴取									公表(申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表)			
															公表		
									公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅又は共同施設の用途の廃止について、国土交通大臣の承認(市町村が承認を求めるときは、都道府県知事を經由)				当該用途廃止に係る公営住宅建替により除却すべき公営住宅の入居者(その承認があった日における入居者に限る。)に対する国土交通大臣の承認を得た旨の通知				
									国土交通大臣の承認								
													国土交通大臣への届出と国土交通大臣による計画の審査又は当該届出に係る計画の変更の勧告若しくは必要な助言			届出に係る計画の審査結果等に基づく国土調査としての指及び公示	
													国土交通大臣への届出と国土交通大臣による計画の審査又は当該届出に係る計画の変更の勧告若しくは必要な助言			届出に係る計画の審査結果等に基づく国土調査としての指及び公示	

計画策定過程										計画策定時				条例との関係				
意見聴取			意見処理				認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続		意見、申出等			
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見提出	意見反映措置	審議会等	議会	閣議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
												都道府県知事への届出と都道府県知事による計画の審査又は当該届出に係る計画の変更の勧告若しくは必要な助言			都道府県知事による、届出に係る計画の審査結果等に基づく当該調査の調査の調査としての指定及び公表(努力)			
												関係都道府県への通知			計画の公示			
												国土交通大臣への報告						
国土交通大臣の同意												関係市町村又は土地改良区等への通知			公表(努力)			
									都道府県にあっては国土交通大臣への、市町村等には都道府県知事への届出									
					社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置(努力)										内容の公表(努力)			
					公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置(努力)										内容の公表(努力)			
						地方港湾審議会の意見聴取												
												○国土交通大臣への提出(軽易な変更をしたときを除く。) ○軽易な変更をしたときは、国土交通大臣への送付			変更の措置を執る必要がない旨の通知を受けたときは、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者による当該港湾計画の概要の公示	提出された計画について、国土交通大臣による交通政策審議会の意見聴取	国土交通大臣は、提出された計画が、当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、変更すべきことを求めることができる(当該措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知)	
						地方港湾審議会の意見聴取									計画の概要の公示			
												国土交通大臣、一定事項に係る実施主体及び他の港湾の港湾管理者への送付			公表			
		畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見聴取													公表(努力)			

計画策定過程													計画策定時			条例との関係		
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、告示、公告等	提出等後の手続		意見、申出等	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
	都道府県及び指定都市の意見聴取				国土交通省令で定めるところによる国民の意見を反映させるために必要な措置	○国土審議会の調査審議 ○提案への応答に当たっては、国土審議会に当該提案に係る計画の案の素案を提出し、作成する必要がない旨の通知をしようとするときは、国土審議会の意見聴取		国土交通大臣の求めによる閣議の決定						公表				
					国土交通省令で定めるところによる国民の意見を反映させるために必要な措置									公表				
														計画を定め、又は変更した旨の農林水産大臣への報告	告示			
	関係都道府県知事の意見聴取					水産政策審議会の意見聴取		農林水産大臣の求めによる閣議の決定							公表			
				計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる	意見書の提出があったときは、農林水産大臣への届出には、当該意見書の写しを添付								農林水産大臣への届出	公表				
				計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し意見書を提出することができる		関係広域漁業調整委員会の意見聴取								公表				

番号	計画名	根拠規定	策定者	状況把握、調査等	要請等	計画策定過程								
						計画案の作成等		計画案の概覧等	協議			同意、承諾等		
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体
487	国又は都道府県の換地計画	土地改良法第89条の2第1項	農林水産大臣又は都道府県知事									換地計画に係る土地につき一定の権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経る		
488	埋立予定地の土地配分計画	土地改良法第94条の8第1項	農林水産大臣											
489	市町村による土地改良事業に係る土地改良事業計画	土地改良法第96条の2第1項	市町村	農用地の改良、開発、保全又は集団化に関する専門的知識を有する技術者が調査(土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含む。)をして提出する報告に基づかなければならない			計画の概要(全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。)その他必要な事項の公告						土地につき一定資格を有する者の3分の2以上の同意、一定の土地改良区の同意、農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者の全員の同意、農用地以外の一定の土地を含めるには、その土地につき所有権等の権利を有する者の全員の同意	
490	市町村の交換分合計画	土地改良法第100条の2第1項	市町村								権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経る		関係農業者委員会の同意(都道府県知事の認可を申請するには、その申請書に関係農業者委員会の同意書(同意を求めた日から30日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面)を添付)	
491	都道府県の水防計画	水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項	都道府県知事						水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者又は下水道管理者の協力が必要な事項を記載しよときは、河川管理者又は下水道管理者への協議	○水防に関する重要な事項を調査審議させるための「都道府県水防協議会」を置くことができる ○都道府県水防協議会(これを設置しよときは、河川管理者又は下水道管理者の協力が必要な事項を記載しよときは、河川管理者又は下水道管理者の同意を得なければならない)		2以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県事による協定の締結		

意見聴取		計画策定過程						認定等手続			計画策定時				条例との関係	
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	調整等	意見処理		審議会等	議会	開議	認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続	提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公示、公告等		提出等後の手続
															異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて決定があつたときでなければ、当該換地計画による処分を行つてはならない	
国有地又は国が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて施行地域に含めるには、その土地を管理する行政庁の承認	地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて施行地域に含めるには、その土地を管理する地方公共団体の承認	土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業そのものがあるときは、その意見聴取					議会の議決を経て土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるとき)にあつては全体構成を定める						都道府県知事への報告		異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない	
				一定の権利を有する者は、当該交換分画計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日から起算して15日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる	○都道府県知事による縦覧期間満了後60日以内の意見(都道府県農業者協議会の意見聴取) ○都道府県知事は、異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて決定があつたときでなければ、認可をすることができない	○都道府県知事は農業者協議会の同意を得ずに認可をしようとするときは、関係農業者協議会の意見聴取 ○都道府県知事は、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて決定があつたときでなければ、認可をすることができない			都道府県知事の認可	○認可の申請を相当と認める場合には、申請の旨の公告及び交換分画計画書の写しの縦覧(30日間)並びに一定の権利を有する者に対する、その旨の通知 ○認可をしようとするときは、関係農業者協議会の意見聴取			都道府県知事による認可した旨の公告			
													2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事による国土交通大臣及び消防庁への報告	計画の要旨の公表(努力)		

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程													
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の縦覧等	協議			同意、承諾等					
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		
492	水防計画	水防法第33条第1項	指定管理団体の水防管理者									指定管理団体が行う水防のための活動に河川管理者又は下水道管理者の協力が必要な事項を記載し、当該事項について河川管理者又は下水道管理者への協議	○水防に関する重要事項を調査・協議させるための「水防協議会」を置くことができる（水防事務組合及び水害予防組合には、設置） ○水防協議会（一定の指定管理団体において当該市町村防災会に諮らなければならない）			指定管理団体が行う水防のための活動に河川管理者又は下水道管理者の協力が必要な事項を記載し、当該事項について、河川管理者又は下水道管理者の同意	
493	基本測量に関する長期計画	測量法(昭和24年法律第188号)第12条	国土交通大臣														
494	審査の計画	労働組合法(昭和24年法律第174号)第27条の6第1項	労働委員会(中央労働委員会及び都道府県労働委員会)														
495	宿舍の設置に関する年度計画(「設置計画」)	国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第8条の2第2項	財務大臣	○各省各庁の長による、毎会計年度における宿舎設置に関する要求についての書類の作成及び財務大臣への提出の計画を定め、又は変更する場合において、各省各庁及び独立行政法人における宿舎を必要とする事情を考慮													
496	教育公務員の研修に関する計画	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項	教育公務員の任命権者														
497	都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(「医療計画」)	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項	都道府県	病床機能報告対象病院等の管理者からの報告の内容並びに医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配達の状況の見通しその他の事情を勘案													
498	事業収支改善計画	競馬法(昭和23年法律第158号)第23条の2第4項	都道府県又は指定市町村														
499	競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画(「競馬活性化計画」)	競馬法第23条の7第1項	都道府県又は指定市町村														
500	政府の行う船員職業紹介、職業指導その他の法律の施行に関する事務に従事する職員への教育又は訓練を行うための計画	船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第106条	政府														
501	予防接種に関する基本的な計画(「予防接種基本計画」)	予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項	厚生労働大臣							関係行政機関の長への協議							

計画策定過程															計画策定時			条例との関係
意見聴取			調整等	意見処理		審議会等	議会	閣議	認定等手続			提出、届出、通知、送付等	報告等	公表、公告等	提出等後の手続	意見、申出等		
大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他		意見提出	意見反映措置				認定等	認定等手続	法令解釈事前確認手続							
												都道府県知事への届出		計画の要旨の公表(努力)				
		当事者双方の意見聴取																
												各年度分の予算成立の日から2月以内における関係の各庁の長への通知						
	市町村(救急業務を処理する地方自治法による一部事務組合及び広域連合を含む。)の意見聴取	医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者団体の意見聴取	当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があるとき等は、関係都道府県との連絡調整			都道府県医療審議会及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者協議会の意見聴取						厚生労働大臣への提出		計画の内容の公示				
												農林水産大臣への提出						
									農林水産大臣の認定	認定をしようとするときは、地方競馬全国協会の意見聴取(地方競馬全国協会が意見を述べようときは、運営委員会の議決を経る)			認定をした農林水産大臣による地方競馬全国協会への通知					
						厚生科学審議会の意見聴取								公表				

番号	計画名	根拠規定	策定者	計画策定過程																
				状況把握、調査等	要請等	計画案の作成等		計画案の概覧等	協議			同意、承諾等								
						案の作成・提案	提案応答		大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他	協議会	大臣・行政機関の長	地方公共団体	その他					
502	翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（「輸入食品監視指導計画」）	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項	厚生労働大臣																	
503	翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（「都道府県等食品衛生監視指導計画」）	食品衛生法第24条第1項	都道府県知事等	食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情を勘案																
504	都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（「推進計画」）	消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項	都道府県																	
505	広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（「広域消防運営計画」）	消防組織法第34条第1項	広域化対象市町村											広域消防運営計画を作成するため、地方自治法の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会の構成員の追加						
506	共済事業の実施計画	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第85条の3第2項	市町村																	
507	農業共済組合の区域に属しない区域を共済事業の実施区域に含めるための共済事業の実施計画	農業災害補償法第85条の6第2項	共済事業を行う市町村																	
508	市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（「市町村整備計画」）	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の2第1項	市町村																	
509	職員の研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）についての計画	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第70条の6第1項	人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長																	
510	能率増進計画	国家公務員法第73条第1項	内閣総理大臣及び関係庁の長																	
511	職員の教養訓練のための計画	職業安定法（昭和22年法律第141号）第52条	政府																	
512	政府の行う職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を周知宣伝するための計画	職業安定法第52条の2	政府																	
513	地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（「人材確保支援計画」）	地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項	都道府県																	
514	広域計画	地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項	広域連合											広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる						

